
第 4 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

令和 6 年 6 月 5 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 6 月 5 日 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 議案第 58 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 59 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 60 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 61 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 5 議案第 62 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 6 議案第 63 号 町有財産を無償で譲渡することについて
(町営住宅さざんか台団地建物)
- 日程第 7 議案第 64 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 65 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 66 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 67 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 11 議案第 68 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 69 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 70 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 71 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 72 号 令和 6 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (15 名)

1 番	小 谷 英 介	2 番	西 本 憲 人
3 番	豊 哲 也	4 番	島 田 一 恵
6 番	池 田 幸 恵	7 番	門 脇 輝 明
8 番	大 原 広 巳	9 番	大 杖 正 彦

10番 大森 正治 11番 杉谷 洋一
12番 近藤 大介 13番 吉原 美智恵
14番 岡田 聰 15番 野口 俊明
16番 米本 隆記

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野間 光 書記 …………… 林原 彰吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹口 大紀	教育長 ……………	鷺見 寛幸
副町長 ……………	吉尾 啓介	教育次長……………	赤路 卓也
総務課長 ……………	金田 茂之	地方創生監……………	山根 篤大
財務課長 ……………	池山大 司	幼児・学校教育課長 ……	井上 龍
税務課長 ……………	角田 雅人	社会教育課長 ……………	西尾 秀道
まちづくり課長……………	深田 智子	住民課長……………	永見 明
こども課長 ……………	門脇 恵美子	商工観光課長……………	源光 靖
水道課長……………	大前 満	総合福祉課長 ……………	田中 真弓
建設課長 ……………	小倉 祥司	総合福祉課参事……………	石谷 美智子
農林水産課長……………	桑本 英治	長寿支援課長……………	加藤 貴子
地籍調査課長……………	末次 四郎	健康推進課長……………	諸遊 剛史
総合戦略課長……………	山崎 栄一	農業委員会事務局長……………	徳永 貴

午前9時30分開議

開議宣告

○議長(米本 隆記君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第58号

○議長(米本 隆記君) 日程第1、議案第58号 大山町特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） お伺いしますけれども、今般の改定は、一般職、非常勤特別職議員のほうの報酬の増額改定と同様の考え方で決定するというので説明をいただいております。増額の率を見ますと、監査委員は27%弱、農業委員は3.4%、教育委員は53.8%の増額となっております。一般職は人事院勧告に基づいて、改定されております。

非常勤常勤特別職議員については、西部地区の報酬審議会の決定に従って増額を行われております。

この監査委員、農業委員、教育委員の増額を決定した根拠を教えてくださいませんか。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

これ以後、担当課長から直接、答えますのでよろしく願いいたします。

○副町長（吉尾 啓介君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） 今回の報酬改定につきましては、それぞれ監査委員、農業委員、教育委員につきまして、それぞれの現在の報酬がどういうふうに決まってきたかということを考えますと、それぞれの文脈、経緯の中で定まってきておるものというふうに理解をいたしております。

今回の改定の基としましては、特に統一的な引上げ率というような考えによりませず、他の自治体とのバランス、著しく大山町での報酬が低くないのか、あるいは突出していないのかといったような観点で検討させていただきました。

より具体的には、監査委員につきましては、合併後、改定が行われていないという流れの中で、他の自治体の様子を見ますと、識者については、郡部では日野郡において5万1,000円台となっております。東伯郡におきましては5万円台というような報酬額になっておりまして、そこを一つのターゲットとして検討をいたしました。議会からの監査委員につきましても、東伯郡のレベルというのを一つの参考とさせていただいております。

農業委員につきましては、平成30年の改定が行われております。若干ほかのものよりは間隔が短くなりますけれども、委員については東伯郡、日野郡が既に3万円台という報酬額になっていることと、大山町の農業委員会が管轄する耕地面積が、前回県内で3位と言いましたが、県内で2位の広さになっているというようなことも考え合わせま

してバランスをとって、このような報酬額でどうかというところに達したわけであり
ます。

教育委員会につきましても、合併後、改定を初めてすることになっております。その
ときに周りを見わたしますと日野郡の高いところでは3万6,000円という報酬額のレベ
ルにあることを鑑みますと、大山町で教育委員が管轄する教育施設の数、それから大山
町の財政規模といったところを勘案しまして、その数字に近いところの具体的な境港市
でございますけれども、境港市の数字を一つの目安として算定をして提案させていただ
いておるものでございます。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。積算の基礎は分かりました。一般職については物
価上昇に伴うものということで説明をされているわけですが、この特別職の今回
提案された分については物価上昇ということは考えていない、近隣の自治体の状況を見
て決めたという理解でよろしいでしょうか。

○副町長（吉尾 啓介君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） もちろん、今回上げるということ自体が物価上昇という状況
の中で、物価上昇も加味いたしておりますが、具体的にどの数字にするかというところ
につきましては、近郊とのバランスで考えさせていただきました。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい、いいです。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第2 議案第59号

○議長（米本 隆記君） 日程第2、議案第59号 大山町営住宅条例の一部を改正する
条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） すいません、間違えました。

○議長（米本 隆記君） 質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 3 議案第 60 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 60 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。用語の意味についてお尋ねしたいと思います。

本町において特定教育保育施設、並びに特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設という語句が出ておりますけれども、本町において具体的にはどういう施設、どういう事業を指しているのか、お伺いしたいと思います。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。

まず初めに特定教育保育施設であります。これにつきましては子育て支援法の 27 条に当たる施設ということで、大山町では、中山みどりの森保育園、名和さくらの丘保育園、大山きゃらぼく保育園、大山保育所、この 4 園が該当するものでございます。

続きまして、特定地域型保育事業、これは子育て支援法第 29 条に当たる施設ということで、大山町では大山ひめぼたる保育園が該当となります。

最後に、特定子ども・子育て支援施設ということで、こちらは子育て支援法の第 30 条に当たる施設ということで、大山町では一時預かりをしている保育所ということで中山みどりの森保育園、名和さくらの丘保育園、大山きゃらぼく保育園が該当します。

以上です。

[「了解です」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 4 議案第 61 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 61 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聡君） 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について、この計

画ですが、過疎対策事業債の対象となる事業の追加、及び変更が生じたためとなっておりますが、変更前の農業競争力強化整備事業ではどんな事業が計画していたのか。

そして、それらを中止して、水利施設等保全高度化事業に変えるということですが、これの背景とといいますか、それらを説明していただけますか。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

今回の変更につきましては、御指摘のとおり、過疎計画におきまして、農業競争力強化基盤整備事業を水利施設等保全高度化事業に名称を改めるものになります。

事業の内容としましては、県営畑地帯総合整備事業、通称畑総事業と言っておりますけれども、畑かんの整備、農道整備、それから営農飲雑用水の整備等を行っている事業がこれに該当するものでございます。

農業競争力強化事業を中止したということじゃなくてですね、県が活用している県事業名に今回合わせるということとして、農業競争力強化基盤整備事業が令和4年から水利施設等保全高度化事業に国の事業名が変わったということで、そちらのほうに名称を変更するというので今回は上げてるものでございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第5 議案第62号

○議長（米本 隆記君） 日程第5、議案第62号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。この退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定ということで、国の補助額が減額になったので補正予算として措置するというのですが、その国庫補助金が減額となった理由は、何かありましたらお伺いしたいと思います。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） この挙げております除雪トラック補助につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金を交付申請をしております。

この配分については、国のほうからの配分で変わってきますので、こちらのほうから

どうこうということではなくて、国の配分が減ったということでございます。
以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 6 議案第 63 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 63 号 町有財産を無償で譲渡することについて（町営住宅さざんか台団地建物）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。希望者に、町営住宅を無償で譲渡するということがございますけれども、この譲渡を受ける希望者の方は、住宅に対して幾ばくかの価値があるということで譲渡を申請されているものと思います。

一方、町財政は非常に厳しいということで聞いております。収入は 1 円でも多いほうがいいと思うんですけどその中で無償譲渡するということはどうなんかなということちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、有償での譲渡することはできないのかな、1 円でも 2 円でも、あるいは、もう一つ別な観点からいうと、敷地は同時に譲渡することではないのかと、今の条例では、条例っていいですか、この議案では、敷地の譲渡は言及されておられませんけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。さざんか台団地につきましては、一昨年、昨年ですか無償で譲渡しておる経過もございます。今回有償にするということは、公平性に欠けますので、無償で譲渡するという考え方でございます。

また敷地につきましては、評価額に基づいて土地代を算出して有償にて譲渡を考えております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 7 議案第 64 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 64 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

まず歳入について質疑を受けます。令和6年度大山町一般会計補正予算(第2号)に関する説明書の第30款地方特例交付金3ページから第90款町債7ページまで、質疑はありませんか。

○議員(14番 岡田 聰君) 議長、14番。

○議長(米本 隆記君) 14番 岡田議員。

○議員(14番 岡田 聰君) 3ページの国庫支出金ですが、道路新設改良費国庫補助金が2,046万5,000円、かなり大幅に減っておりますが、これは、申請していたものが国の事情で認められられなかったのかどうか、その背景を説明していただけますか。

○建設課長(小倉 祥司君) 議長、建設課長。

○議長(米本 隆記君) 小倉建設課長。

○建設課長(小倉 祥司君) はい、お見込みのとおり、国のほうで配分が決定されますので、このたびはそういった経過としましては、配分が少なかったということでございます。

○議員(14番 岡田 聰君) 議長。

○議長(米本 隆記君) 14番 岡田議員。

○議員(14番 岡田 聰君) 今後、また改めて申請されるような形でございますか。

○建設課長(小倉 祥司君) 議長、建設課長。

○議長(米本 隆記君) 小倉建設課長。

○建設課長(小倉 祥司君) 年度内に何度か、改要望というものがございますので、その中でその申請を上げるかどうか、検討をしてみたいと思います。

○議長(米本 隆記君) よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで歳入を終わります。

次、歳出に移ります。歳出はページを追って質疑を受けます。

初めに第10款総務費8ページから第15款民生費25ページまで、質疑はありませんか。

○議員(2番 西本 憲人君) 議長、2番。

○議長(米本 隆記君) 2番 西本議員。

○議員(2番 西本 憲人君) はい。15款の19ページ、20ページにまたがってですね、中山ふれあいセンター運営事業とふれあい児童館、この2点をまとめて一つ。あともう一つありますので、また後でします。

まずこちらはですね、中山ふれあいセンターのところに児童館あります。安全管理のためにですね、今回利用時間の通り抜けを禁止する柵が予算計上されておりました。ちょ

うど迎えの時間があるので進入する車が困るんじゃないかなというふうに思ってます。

お迎えの車というのは結構、きっちり終わる時間に来るわけじゃなくて、頻繁に出入りするんで、その辺の交通整理をちょっとどういうふうに考えて柵を設置しようとするのか、その辺の運用面を少し教えてください。

同じくですね、結局駐車場で外遊びをしてしまうから子供が外に出て危ないということなんですけど、そもそも今のところに新しい児童館施設ができる前に、もともとあった下田中児童館の園庭があると思います。で、利用者説明会、まずこの児童館ができる前の利用者説明会では新しい児童館ができますっていうときに、そこの古い児童館の園庭みたいなのを使えないですかっていうふうに利用者さんから声が出てました。その当時、説明に来られた課長さんが、検討しますということだったんですけど、その後の検討状況とか利用できる状況というのはどうなっているのか。そもそもそれがあればこの予算自体が要らないのかよく分からないんですけど、その辺教えてください。

もう一つは、同じく 15 款 22 ページの子供家庭総合支援拠点事業っていうんですかね。これは、町では初めての子供家庭ソーシャルワーカーというのですね、希望者に資格を取るための予算だと思います。この資格、初めてのことで内容詳細、資格取得者の今後の業務内容、何名ぐらい、どのような人材が募集しようと思っているのか、手挙げをしたら参加可能なのかどうか。参加を今後、募るのかどうか、その辺のことも説明をお願いいたします。

○総合福祉課参事（石谷 美智子君） 議長、総合福祉課参事。

○議長（米本 隆記君） 石谷総合福祉課参事。

○総合福祉課参事（石谷 美智子君） 失礼します。

中山ふれあいセンターの柵の設置についてということで御質問にお答えさせていただきます。まず、中山ふれあいセンターの進入口ですけれども、9 号線側から 1 か所、あと集落側の南側からの進入口の 2 か所があります。そちらのほうを通り抜けをされる車があるということで、危ないということで、児童館が中山ふれあいセンターに併設されたことに伴いまして、できるだけ通り抜けをできないような形で、安全性を確保したいということで設置を考えております。

で、柵の設置ですけれども、基本的には、児童館を子供たちが利用する時間のみの設置ということで、取り外しができるものとさせていただいております。柵の設置は、集会所側南側からの進入口のほうに設置したいというふうに考えております。開館時間、子供たちが利用している時間は国道 9 号線側からの進入ができる形になりますので、お迎え等車で来られた方にはちょっと入っていただくということは可能になります。ただ利用者の方、保護者の方には、事前にそういう形をさせていただきますという形で周知はさせていただきます。

また通り抜け等をふだんからもやめていただきたいというふうに思っておりますので、

看板等を設置して日頃からの通り抜けを抑止するようなことも考えていきたいというふうに思っています。

あとすいません、ふれあい児童館のほうの遊具のある公園というか、園庭とかの利用の考え方ですが、もともと児童館は、今年度、建物を撤去する予定にしております、今のところ遊具も一応撤去する予定にはなっております。児童館が移転するときに、児童館の子供たちを遊びに連れていくということで、職員が同行するような形で利用できるようには考えていきたいというふうに思っておりましたが、現状として、今回新しい児童館が二階建てであることと、ちょっと室内の遊具がありまして、子供たちの来る人数も多くなっておりまして、人的な余裕がちょっと実際的には、職員が児童館のほうに、古い児童館のほうの園庭に連れて行ってということが、難しいのが実情ではないかなというふうに思っております。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番、西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） ごめんなさい。まだですね。まだでした。ごめんなさい。

○議長（米本 隆記君） まだもう1個。

○議員（2番 西本 憲人君） もう1個ありましたね。

○こども課長（門脇 恵美子君） 議長、こども課長。

○議長（米本 隆記君） 門脇こども課長。

○こども課長（門脇 恵美子君） 失礼いたします。子供家庭ソーシャルワーカーについてお答えいたします。

このたび、今年度から創設されました子供家庭ソーシャルワーカーでございますが、資格取得の研修の内容で申し上げますと、子供の権利擁護、子供を取り巻く環境と支援、児童虐待の理解、少年非行、貧困への支援など、講義と演習を今回、100.5時間受講しまして、終了後に認定試験を受けるものでございます。資格取得者の今後の業務内容でございますが、児童福祉分野の子供家庭総合支援拠点と母子福祉分野の利用者支援拠点を一体化いたしまして、総括した総合的な相談支援を担っていくものと考えております。

人材につきましては、現在相談支援を担っております社会福祉士1名を予定しており、今後、参加希望を募る予定は現時点ではございません。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） まず進入口のガードですね、これの件は分かりました。

9号線側が空いているということで利用者がそこまで困ることはないのかなというふうに思いました。

公園の使い方っていうか、園庭の使い方ですね、旧児童館の。これは古い園庭に連れて行くのが人的余裕がないから無理という話だったんですけど、これは同行がないと、や

はりその安全面の問題とかで駄目なんですか、そのときに保護者さんからの利用とかで、利用者さんからの利用で、子供たちが元児童館の園庭に遊びに行けるようにして欲しいと言って、必ず同行してほしいというような話が出ていたわけじゃないと思うんですよ。

むしろ昔のふれあい児童館の園庭も、同行して外遊びをするというような状況じゃなかったと思いますね。その辺のことを、利用ができるようにならないのかなという希望があったんで、もう少し検討してあるのかないかちょっと教えてほしいなと思いますし、子供家庭ソーシャルワーカーは大体今概要的な話を聞かせてもらって分かったんですけど、もうちょっと踏み込んで、どういう子供の権利擁護、環境と支援、児童虐待と支援、具体的にはどういうふうな総合窓口になって、どういうふうな人がどういうふうな相談行って、課題が解決していくのかよく分からないんですけど、そういう現場感のあるちょっと話を少し、まだ始まっていないんであれですけどイメージを教えてくださいなと思います。

○総合福祉課参事（石谷 美智子君） 議長、総合福祉課参事。

○議長（米本 隆記君） 石谷総合福祉課参事。

○総合福祉課参事（石谷 美智子君） 失礼します。元の児童館の園庭の利用についてということですが、児童館として子供たちを園庭に連れていくっていう形になると、やはり児童館の運営の一環なので、職員がついていくっていうことにはなりますが、もともと児童館が子供たちが自由来館という形になりますので、子供たちが帰ってしまった後とか、児童館に来る前とかに、自由にその園庭のほうで遊んでいただくということを禁止するものではありません。職員が必ずついていかないと遊べない、保護者の方がついていかないと遊べないというところではありませんので、児童館に来ない子供たちがそこで遊ぶということを否定するものではございません。

ただ、今年度児童館の解体撤去の作業を予定しておりますので、その作業中は危ないので、立入りを禁止するというふうな予定でおります。以上です。

○こども課長（門脇 恵美子君） 議長、こども課長。

○議長（米本 隆記君） 門脇こども課長。

○こども課長（門脇 恵美子君） 失礼いたします。

子供家庭ソーシャルワーカーですけれども、今現在もこども課のほうで利用者支援事業ということで、母子保健関係の相談窓口を置いております。

今年度から、旧福祉介護課のほうから、子供家庭総合支援拠点というのもこども課のほうに移管になりまして、これを合わせた形の相談窓口ということで、相談支援事業をやっています。

相談窓口は、今子育て支援センターのほうとかでも、今後受けていきましたり、あと、町の要対協、要保護児童対策協議会の事務のほうも担っていくようになっておりますの

で、学校のほうとも連携をとりながら、事務を進めていきたいと考えております。

○議長（米本 隆記君） 皆さんにちょっと注意しておきますけど、今先ほど西本議員のほうで最初の質問のほうでふれあいセンターの児童館のことを聞かれましたけども、実際の今回出された内容、議案の内容からちょっと離れているというふうに思います。

皆さんが質疑されるときにはその辺のところも、よく考えて、議案に関係することを質疑していただくようお願いいたします。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） はい。

○議員（2番 西本 憲人君） 今、議長、言われましたけど、ふれあい児童館、質疑通告で出してますので、離れてないと思います。以上です。

○議長（米本 隆記君） いえ、議案の中の、それが、議案としての中のことについての質疑でからめてくださいということです。今の内容は、運営についてどうこうであって、今回の出てくるこの議案、予算の議案としての内容とはちょっとかけ離れてないですかっていうことを言ってるんです。その辺を注意してくださいということを皆さんに今お願いしてるところです。よろしく申し上げます。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 先ほど西本議員も質問しておられましたけども、子供家庭総合支援拠点事業について私も質疑をしたいと思います。

生活を送る上でいろいろ困難を抱えている子供に寄り添った施策が進むのかなと思って期待して予算書見させてもらったんですが、今の西本議員への答弁を聞いて、ちょっと期待感が半分以下に下がりかけているところです。

通告として、どのような仕事を行うのかと、これ、西本議員に対しての答弁で伺いましたが、本町での配置の予定人数や勤務形態は、ということでお尋ねしたところ、通告を予定事前通告しておりますが、先ほどの答弁では、既に課の中で配置されている社会福祉士に今回この資格を取らせると。基本的に、同種の業務をやっている職員の肩書、資格が増えるだけなのかなというふうに受け止めました。

となると、人材が格別、手厚くなるわけではないんだなと。この辺がちょっとがっかりポイントなんですけれども、ソーシャルワーク的なことは必要性は今後ますます増えていくと認識してるんですが、教育委員会のほうに配置されておりますスクールソーシャルワーカーとの本質的な違いは何なのかということ、これ御答弁いただきたいことと、私はやっぱり人員手厚くすべきなんじゃないのかなと。既に現在スクールソーシャルワーカーとして配置されておられる方とかに、資格取ってもらって、より専門的により法の趣旨に沿った形で、可能であれば人数も増員した上で、手厚く児童にケアをする

体制を構築すべきではないかと思うんですけども、このあたりの疑問点についてのお答えをお願いいたします。

○こども課長（門脇 恵美子君） 議長、こども課長。

○議長（米本 隆記君） 門脇こども課長。

○こども課長（門脇 恵美子君） 失礼いたします。

近藤議員からの御質問でございますが、子供家庭ソーシャルワーカーにつきましては、児童相談所の児童福祉士の任用資格の一つと今年度からなりました。これに伴いまして、今現在、様々な相談事案ですとか、虐待ですとか様々な事案が多様化・複雑化してきております。

その中で、このたびこの研修を受けて資格を取得することによりまして、的確な判断をつけて対応できるようにということで、肩書という言葉がございましたけれども、実態面でしっかりした研修を受けて、的確な判断能力をつけるということを目指しております。

また、学校とのスクールソーシャルワーカーとの兼ね合いでございますけれども、子供家庭ソーシャルワーカーは講義演習など受講しまして資格取得するものでございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、資格の取得ということではなく、役職、職種でございます、学校や教育委員会の内部に配置され、相談支援を行う方の総称となっております。

こども課の拠点では子供家庭ソーシャルワーカーを社会福祉士のほうが取得するということしておりますけれども、スクールソーシャルワーカーの方も、希望される場合は資格取得っていうのはとっていただくことができると思っております。以上です。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） はい。今現在ですね、大山町内で、そういう要対協の抱えている要保護児童対策協議会が扱っている、その困難を抱えているその児童の数、これが何名ぐらいありますか。

で、先般、数か月前ですけども、幼児学校教育課の関係で、スクールソーシャルワーカーの方の取組の状況を少しヒアリングさせていただきましたけれども、困難を抱えている児童生徒及びその家庭に対してのケアが現在の体制で十分にできているとは言えないような感覚で我々議員は受け止めています。

こども課にですね1人、専門的な資格のある、ソーシャルワーカーを配置したからといって、それで解決できる問題ではないのではないのでしょうか。的確な判断をできるようにと言っておられましたけども、1人で対応するには、たくさん案件が既にあるんじゃないのでしょうか。その件数とそれから対応の現状だったりを少し補足で説明してください。

○こども課長（門脇 恵美子君） 議長、こども課長。

○議長（米本 隆記君） 門脇こども課長。

○こども課長（門脇 恵美子君） 失礼いたします。今、協議会のほうで対応しております人数は5年度末で87名でございます。

相談支援につきましては、今年度より、こども課のほうにも、子供家庭支援員ということで1名増員の体制をとりまして、社会福祉士と一緒に相談事業に当たっていただいております。相談案件でございますけれども、関係機関、たくさんの方のところに関わっていただきまして、いろんな方の御意見も踏まえながら連携をとって相談事業を対応してきておりますので、今後も関係機関の協力を得て支援をしていけたらと考えております。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 関係機関と聞いて真っ先に思い浮かぶのは、児童相談所ですけれども、米子の児童相談所も案件が増えていて、なおかつマンパワーが不足していて、とてもじゃないけどケアを必要としている子供たちに十分対応ができていないと。そういう現状があると思います。

やはり、せっかくそういう、今回、子供家庭ソーシャルワーカーの制度を町が活用していこうと思うのであれば、しっかりとしたマンパワーを大山町として拡充していくべきではないか。1人のソーシャルワーカーでさっき案件が87人ということですよ。十分対応できるとお考えですか。

やはり、もう少し現状をしっかり捉えてですね、せっかくこども課を作ったわけですから、スクールソーシャルワーカーもこども課の直轄の管理にして、しっかりとした相談体制を構築すべきじゃないかと思うんですけど、今後の取組の方向性についてのお考えを最後にお聞かせください。

○議長（米本 隆記君） これ、こども課、方針だったら町長じゃないか。

〔「課の見解でいいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） いいですか。じゃあ、門脇こども課長。

○こども課長（門脇 恵美子君） 失礼いたします。スクールソーシャルワーカーの方とは、課は違っているんですけれども、部局とかは違いますが、常に連携を取りながら業務させて頂いておりますので、今の体制でやっていけたらと考えております。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 御指名じゃなかったかもしれませんが、お答えをしたいと思いますが、要保護児童対策地域協議会においては、新しく資格を取得する社会福祉士の職員が、1人が資格を取ったらどうなのかっていうところで、近藤議員お尋ねでしたので、1人が全部対応するわけではなくて、やっぱりその事務局機能としてしっかり判断ができる、事案を全てその要対協でまとめて、要対協も参加している行政内部の各

課、福祉、こども、健康もありますし、教育委員会も関わっていて、保育園、小学校、中学校、それから子育て支援センターや、外部でいえば県の西部福祉だったり、米子の児相だったり、というところで、民生児童委員協議会とか、様々な地域の子供を見守るネットワークの関係の組織団体にも入ってもらって、チームとして面的に地域で課題を抱えている子供たち、またその家庭に対してどういうふうにアプローチをしていくのか、また、誰がアプローチをしていくのが適切なのか、そういうところを要対協で取りまとめながら、適切に事案に対処していく、それによってチームとして地域として、対策をしっかりとやっていくということで要対協が存在しているわけでありますので、現場で動く、職員なりが充実していくということは大事でありますし、数年前にもスクールソーシャルワーカーが少ないということで増員をしたような経過もありますので引き続きこの体制で取組を進めながら、不十分な点が見えてくれば、人員増強等はまた別途検討していきたいというふうに思っております。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい、そうしましたら何点かお尋ねしたいと思います。

先ほどの子供家庭ソーシャルワーカーについては、先ほど町長の御答弁で、必要があれば増員等も検討していきたいということですので、しっかり期待していきたいと思えます。

まず、10 ページの総務管理費の手数料の関係ですけれども、富長水路裁判結審に伴う弁護士費用の増額ということでございますけれども、これは、判決が出て確定したから、この予算を出して来られたのか、あるいはまだだけれども、ということであれば、判決が確定する時期、そして結果の見込みはどうなのか。そして判決をさらに費用が必要になるのかっていうことをお伺いしたいと思います。

次、11 ページ、同じく総務管理費の委託料ですけれども、まちづくり課のほうから出されております富長バス停上屋修繕でございますけれども、バス停留所の上屋は設置されていないところも多々あります。既設の上屋修理と、あるいは一部のバス停については、バス停そのものが撤去されたところもあります。そういった修理する、あるいは撤去するという判断基準はどのように考えておられますでしょうか。

そしてもう一つ、社会福祉費の 18 ページですね、社会福祉費工事請負費ですけれども、保健福祉センターなわの既設の照明器具を LED 化するというふうに書いてありますけれども、LED の寿命は蛍光管の約 3 倍で、器具交換の頻度は少なくなっています。

頻繁に交換するものではございません。交換が簡易にするために昇降装置をつけてあると思えますけれども、この照明昇降装置に対応する、そういう LED の器具を、要するに、

そういった昇降装置がなくてもいいような、あるいはないものに交換する場合の差額というのはどの程度違うものでしょうか、お伺いします。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 御質問の裁判の件でございますが、1審が昨年10月23日、控訴審が本年4月10日に判決が出ております。いずれも原告の主張を棄却する内容の判決でありました。

今後につきましては、相手方はまだ、結果に不服を持っておられるようですので、こういった動きがあるか分かりませんが、一応今回の裁判は終わったということでございます。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（米本 隆記君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） バスの停留所の上屋の撤去とか修繕の判断基準はということでございますけども、集落ですとか、利用者さんからの御要望ですとか、修繕の費用など総合的にみまして判断をいたしております。以上です。

○総合福祉課長（田中 真弓君） 議長、総合福祉課長。

○議長（米本 隆記君） 田中総合福祉課長。

○総合福祉課長（田中 真弓君） 保健福祉センターなわのロビーの照明器具の取り替えについてです。

今回はロビーの16か所の照明のうち、故障している4か所について、既設の照明、昇降装置に対応できるものに交換するものです。昇降装置に対応しないものとの比較についてですけれども、現在故障している4か所分での見積りをしておりませんので、申し訳ないですけれども正確な金額の比較ができる資料は持ち合わせていないところです。

ただ対応しないものの工事の場合には、直接天井に取り付ける必要がありますので、足場を組む必要もありますし、配線工事をする必要がございます。その場合の工事費としましては、ホール全体照明16か所の工事をした場合で360万円と見積もっております。単純に4分の1としますと90万円ということになります。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 答弁漏れが一つありました。判決確定したというふうに見込んでおるってことですが、これ以上費用は出ないというふうに理解してよろしいですか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。今回の裁判については、これ以上費用はかかりませ

ん。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい、照明器具の交換ですけれども、今、単純に4基だけ取り替えた場合には90万、4分の1ということで90万というふうなお話があったわけですが、聞いておりますのは、その4基分で幾ら差額が出て多くなるのか少なくなるのかということで、端的にお答えいただければと思います。

それから、バス停の判断、修理、撤去の判断基準は、住民の要望とか、あるいは費用を総合的に勘案して決めているということですが、これは、費用対効果みたいな考え方はないのかな。その辺は勘案されているのか、お伺いしたいと思います。

○総合福祉課長（田中 真弓君） 議長、総合福祉課長。

○議長（米本 隆記君） 田中総合福祉課長。

○総合福祉課長（田中 真弓君） はい、照明についてですけれども、4基分の交換の試算をしておりますので、正確な差額というところは計算はできません。ただ、今後の管理のしやすさ、不具合があったときに、足場を組む必要がありませんし、管理のしやすさということと、あと工事期間が大幅に短縮ができるかと思っておりますので、その場合の施設の利用制限ということを考えますと、既設の昇降装置の取付けができるものがないのではないかとこのように考えております。以上です。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（米本 隆記君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） はい。費用対効果はというところですが、費用対効果といいますか、修繕の御要望がありましても、費用がかなり高額になるということちょっと難しいかなと思うところがあるので、協議によるということになるかと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

それでは次に、第20款衛生費26ページから第50款教育費42ページまで質疑ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 何点かお聞きしますが、1点目は20款衛生費です。

予防接種事業についてでございますけれども、予防接種受診券の印刷、封入ですね、その業務の委託ということですが、印刷はもちろん印刷所でしょうけれども、これは印刷と封入は別個なのかどうなのかということで。別個ならば、封入の業務っていうのはどこへ委託されるのか、ということを質問いたします。

それから、まとめて30款の農林水産業費についてですが、4点伺いたいと思います。

1 点目は、園芸産地活力増進事業についてですけれども、当初の事業を先送りするということですが、そういうことならば、その事業は中止すべきではないかなというふうに考えますけれども、これを簡単に変更するっていうようなことは可能なんですかね。ちょっとその辺を詳しく説明してください。

それからJAの大山町白ねぎ部にそれを機械の導入に変えると、変更するということですが、ということならなぜ当初予算で機械の導入を予算化されなかったのか、という疑問もありますので、お聞きしたいと思います。

それから、農林水産業の2点目としまして、農業振興費一般についてですけれども、まず一つが、稲作農家の経営規模によって違うわけですが、このラジコン草刈り機の導入の補助についてなんですけれども、農業規模によって分けておられますが、経営規模5ヘクタール以上というのが何戸、それから10ヘクタール以上という水稻農家は幾つあるのかお聞きしますし、条件としまして、条件というか、この補助が3件までだということですが、これを上回る農家、希望する農家もあるんじゃないかなというふうに予想されますが、その場合どうされるのか、ということをお聞きします。

それから、三つ目の鳥取型低コストハウスによる施設園芸等を推進事業について伺いますけれども、この補助対象者は個人なのか、あるいは法人などの団体なのかお聞きします。

それと当初予算では事業計画がなかったように思いますけれども、これを事業化することになった背景とか理由というのは何なのか、お尋ねします。

それから四つ目としまして、農作物緊急防除支援事業についてですが、県が実施するのと、単町でやるのとありますけれども、県が実施する場合ですね、イネカメムシ防除対策支援事業というのが、委託経費への補助というふうになっております。これ委託ということは、自前で防除した場合は対象外になるのかどうなのかお尋ねしますし、それから単町で実施する防除対策支援事業に、一応6割までというふうに、6割を想定してるということですが、それ以上手挙げをするということも予想されますが、その場合はどうされるのか。

以上、たくさんありますけれども、よろしくお願いします。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 予防接種の印刷封入業務の業務内容につきましてですが、受診券のほうは印刷から封入封緘までを専門業者に委託する予定でございます。

印刷も封入も合わせて委託をするということでございます。

業者につきましては、業者選定につきましては指名審査委員会を経て決定するものでございます。以上です。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

まず、園芸産地活力増進事業に係るものでございますけども、まずこの事業は変更可能なのか、また白ねぎ部の機械導入をなぜ当初から予算化しなかったかということでございますけども、まずこの園芸産地活力増進事業におきましては、県から各JAといなば、中央、西部と各JAがございまして、各JAに対しまして、事業費6,000万円に対しまして、3分の1に当たります2,000万円の県の補助金枠が設けられております。これ年度当初から各JAに優先的に6,000万に対しまして3分の1、2,000万円の補助金枠が設けられてるといふ事業になっております。

JA鳥取西部からですけども、当初予算でこのJA枠を活用いたしまして、予冷センターの真空冷却装置、これの更新要望が当初あったものでございます。その後、事業費が見積りにより上昇したということがありまして、実施を再検討するという段階で今回は見送ったものということでございますが、代わりにJA内で、これまで要望のあった白ねぎ部によりまして、機械導入をJA枠として、JA枠を活用して今回実施するというふうに変更したものでございます。これにつきましては、JA枠内の変更でございまして、県も認めているものでございますので、今回補正で減額した上で実施するというふうでございます。

それから当初から予算化できなかったということにつきましては、先ほど説明いたしましたJA枠といたしまして、既に6,000万円の事業費を想定しておいたものでございまして、ほかの申請の計画が立てられなかったということで御理解頂きたいと思っております。

続きまして、ラジコン草刈り機に関します農業振興費一般の件でございますけども、経営規模5ヘクタール以上でまず10ヘクタール未満の水稻農家は町内に11件ございます。また、10ヘクタール以上の大規模な水稻農家は8件ございます。お問合せのこの農家につきましては合計で19件存在することでございます。

また、それぞれ予算化しております3件を上回った場合ということでございますけども、この場合状況に応じまして、追加予算要望を考えたいというふうに思っております。

続きまして鳥取型低コストハウスによる、施設園芸等の推進事業に係るものでございますけども、この補助対象者につきましては今回は個人農家が実施いたしますブロッコリーの育苗用のハウスの導入ということでございます。このたび補正予算で事業化した背景、理由につきましてはですが、まず大山ブロッコリーでの頑張る地域プラン、これがですね、令和6年の3月25日3月末に承認を頂きました。これを受けまして、対応しますハード事業の実施をする上で、今回6月補正で、低コストハウス事業を選択するというふうでございますので御理解いただきたいと思います。

それから、最後に農作物緊急防除イネカメムシの件でございますけども、自前で行った場合は対象外かということでございますけども、まず県のほうが要綱で今回委託経費

に限定しているということで、対象外ということで御理解いただきたいと思っております。これにつきましては、県は自ら防除ができない農業者の防除委託経費を支援することで、地域全体の防除推進を図るということを目的とするものでございますので、県事業ではこのように定められるということで、お願いしたいと思います。

それから最後、6割を見込んで予算を組んでおりますけれども、それを上回る手挙げがあった場合ということでございますけれども、この場合におきましても、追加予算要望を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。予防接種事業の委託先についてですけども、印刷、封入まとめてってことは印刷所がまとめてやるということですかね。ちょっとそれをお聞きしておきます。

それからですね、農業関係、大部分理解できましたが、1つもう一度お聞きしますけれども、イネカメムシ防除対策についてですが、県が実施するものについては、自前でないと駄目ということなんで、そうすると、小規模農家、あるいは大規模経営体にかかわらずこれは、自前でやったら出ないということだと思いますけれども、となるとこれはもうあれですかね、補助を受けようと思ったら、恐らくもうJAに委託するということしかないとと思いますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。以上です。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 予防接種の受診券の印刷、封入でございますが、印刷から封入、封緘までを合わせて行える専門業者に委託するものでございます。

以上でございます。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。イネカメムシの防除でございますけれども、外部委託ということになりますと、先ほど御指摘のございましたJAの予約と委託ということもございますし、ほかには個人でドローン等を所有しておられる農家の方に、大規模農家の方に依頼するということも考えられるというふうに思っております。以上です。

〔「はい、了解です」と呼ぶ者あり〕

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） すいません、関連して続けてイネカメムシ防除のことについてお伺いしたいと思います。30款でページは、31ページになります。

県の対象品目に準ずるといふことなんですけれども、2品目の品種についてということで、町の補助としては食用米、飼料用米を対象となっているってことで挙がってきてますが、県の対象は、きぬむすめと日本晴の2品目、じゃあ、町のほうの対象は、それ以外のことも含むのかどうかっていうのも教えてください。

それともう1点、カメムシ防除、先ほどの説明では、委託に限るといふことだったんですけれども、町内で委託までしてカメムシ防除されている農家、自前でされている農家、数は把握されているんでしょうか。本当に町内皆さん米って安い単価で今買われています。そこでお金をかけてやるのか、大体皆さん自前でされているのはよく、私、ヘリ防除は見るんですけど、数少ないような感じを自分の中では感じております。そういうふうな町内のカメムシ防除の散布の状況、委託状況など、農林としては把握されていますでしょうか。2点お願いします。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

イネカメムシ防除でですね、対象品種がきぬむすめ、日本晴ということでございますが、まず県の支援につきましては、昨年、令和5年に、特に南部町で被害の大きかった中生品種のきぬむすめ、日本晴、みなちからという3品種に限定、これが被害が大きかったということで大山町ではこのうち、きぬむすめと日本晴が該当するということで2品目を、県事業では選択しております。

また町の事業、単町事業のほうでは広く全品種、早生、中生、全ての品種を対象とされまして、これは昨年暖冬でございましたので、イネカメムシの生態での越冬が多くあるろうということで、早生の早い時期からの被害も予想されるということがございまして、町独自の支援としましては、早生から中生、全ての品種におきまして、主食用米、飼料用米、全ての品種を対象ということで、今回は提案するものでございます。

それから防除、カメムシ防除の委託状況の把握ということでございますけれども、町といたしましては、数字としましてはJAに対しますラジコンヘリ防除の昨年の状況については把握しています。今年度につきましては、今予約を受付けて、取りまとめているところでございますので、この後報告があるかと思っておりますけれども、ちなみに令和5年度の状況をちょっと報告いたしますと、特に今回の県事業の対象となります中生のきぬむすめにつきましては、昨年は委託面積が83ヘクタールあったと、ラジコンヘリの防除が83ヘクタールあると聞いております。これはきぬむすめ全体が262ヘクタールと昨年ございましたので、率といたしまして町内のきぬむすめの32%、およそ3割が、JAに対しますラジコンヘリの防除を委託しているところで、こちら把握しているところでございます。以上です。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） まず品種が全品種ってことは、町のほうで対応ということをお安心しました。近年やっぱりカメムシも、茶羽から緑茶羽、結構品種、カメムシ、こちら見える数も変わってきております。例えば大山町って、きぬ、ひとめ、日本晴、コシと地域によって作る品種が大体固まっているんじゃないかなと感じています。

やはり全体でやっぱり防除することによって防げるので、すごく町の補助には安心しましたが、逆にこの防除の対象は良かったんですけども、防除散布のほうの委託にのみってというのは30何%、残りの70%、やっぱり皆さん自腹で、自分でやられているに近いんじゃないかなと思います。全体が対象になっているのに、そのほか70%のものが自力でやられてる方が対象外ってというのは、補助としてどうなのかなと。あ、対象としてどうなのかなと、本当に対象者のためになっているのかなと思いますが、これは、委託も含めて自ら防除したのも対象としていかないと根本的な解決にはつながらないのではないかなと感じますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

まず前段といたしまして、県のほうが早い段階で今回のイネカメムシの事業の支援を表明したということがございまして、町としてもそれにつき従い上乗せを6分の1でございまして、まず前段といたしまして、県のほうが早い段階で今回のイネカメムシの事業の支援を表明したということがございまして、町としてもそれにつき従い上乗せを6分の1でございまして、

結局、今回ですね令和5年に被害があつて、6年度の状況、今回の緊急防除をやった結果ですね、実際には県のほうで予算を組んで調査事業収穫当時の調査に入るといふこととございまして、その結果いかによっては、また来年度ですね、継続してのイネカメムシの封じ込め、囲い込みですね、これをやっていくということに力を入れていくことが予想されますけれども、大山町におきましてこのたび県の事業としましては、まずは時期を絞った緊急的な緊急防除というような支援、町としましては、ちょっと説明で漏れてましたけれども、2回防除した方の1回分、基本的には2回の合計の半分の金額を上限1,000円で支援するというふうには今回上げておりますが、場合によりましては、今後、来年度ですね、今後と来年度、数年間時間をかけて対応していく事業になりかねないというふうに思っておりますので、もしその自分で防除したもの、委託したものの、場合によっては、いずれも対象にする、しなければならぬような状況にあったときにはですね、さっき御指摘のあったような、対象を広げるといふことも検討していきたいというふうに思っておりますけれども、基本的には、県のほうが調査の結果でまた新たな事業を展開されるそれについて、町も連携していくというのが今の考えでございます。

以上です。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 県であっても、米つくってるのは大山町の町民です。町民に合ったものでないと県の補助であっても、やはり町民ニーズに合ったものが使える、助成金・補助金になってるんじゃないかなと思います。待つのは、年に米は収穫1回なので、その収益、今、米も本当不安感になってきてます。そこを待つまで、待てるのかっていう危機感もある、その中でやっぱり使える補助金というのは本当に、町民の皆さん、首を長くじゃないけれども、本当に生活かけて待ってると思います。昨年の補助がありました、米に対しても。ただあれも地質土壌調査、水質ですかね、コンサルに出してその検査結果まで提出しなければならない補助金だって、ほぼ皆さん使えなかったと伺ってます。

やっぱり使える補助金、町民がやっぱり必要として、カメムシが増えてくるのであれば防げる、使える補助金になるように検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） はい。お答えいたします。

今、御指摘いただきました農業者の方が求められる補助金に対応していきたいというふうには考えておりますが、付け加えになりますけども、今回の町の単独に行います2回防除の1回を支援するというものでございますけども、先ほど紹介いたしましたパーセンテージ、やはり低いというふうに町としても思っております。今回の町の支援があることによって、まずは、今後、2回防除を地域の慣行防除として定着させるためのきっかけとして考えていただきたいというふうに思っておりますので、今回の今年度の支援、また今後もし必要であれば、来年度の支援ということも検討していく中で、何とか地域の慣行防除を2回、これを実施していただくようなことになればなということで今回やっておるものでございますので、御理解頂きたいと思っております。

○議長（米本 隆記君） 質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は10時を50分とします。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

引き続き一般会計の質疑を行います。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 20款衛生費、28ページですね、今年の秋に行われる新型コロナ定期接種予防接種委託料についてお伺いします。これ議案になる前に、前回の

ですね、3月定例会で一般質問させていただきました。それで懸念点があったので、一般質問させていただいたわけですけれども、実際、そのときも御提示させていただきましたが、全国でも超過死亡と言われる、予防接種新型コロナワクチンでの死亡者数というのは全国で約23万人多いのではというところと、大山町の死亡者数というのを出してますけれども、年間十数人、多くて、3年間で四、五十人が亡くなってるんじゃないかという御提示をさせていただきました。それを踏まえて、四つ質問させていただきます。

改めまして、本町では新型コロナワクチンの危険性についてどのように把握しておられますでしょうか。

2点目、令和5年5月8日から新型コロナウイルスは5類感染症の扱いになりました。本町では、PCR検査ではなくて、医師法に基づいたきちんとしたですね、医師の診断において、新型コロナウイルスで亡くなった方の数というのは何人と把握されておられますでしょうか。

3点目、接種券は、対象者全員に配布する形を取るのでしょうか。

4点目、新型コロナワクチンの危険性を町民に十分周知する内容のものを同封する予定でしょうか。以上4点お願いします。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 失礼します。

新型コロナのワクチンのまず安全性につきましては、コロナワクチンの副反応につきましては、ほかの予防接種に比べて健康被害の認定が多いということは、国のデータからも承知をしているところでございます。

それから、新型コロナの、本町での感染して亡くなられた方の人数ということでございますが、こちらのほうは把握はしておりません。

それから接種券について、全員に配布する形をとるのかという御質問ですが、接種券の発送は秋以降を予定しておりまして、対象者全員にインフルエンザの接種券と合わせて配布する予定にしております。

それから最後に、新型コロナワクチンの安全性を町民に十分周知する内容のものは同封するのかという御質問でございますが、対象者への注意事項等の周知につきましては、予防接種の有効性及び安全性及び副反応等についての説明書を同封する予定でございます。

以上でございます。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 前回の一般質問でも、その予防接種、健康被害救済制度の認定が、過去45年間の新型コロナウイルスのものからして、この3年の新型コロナウイルスだけのものが、今それを3年間のもので、もう既に倍ほど上回ってるというこ

とをお伝えさせていただきました。

で、今回ですね、今までは国が補助する形だったので、私もここまで言いませんでしたし、本当に町の責任というのではないのかなと思ってましたので、ここまで取上げなかったんですけども、現在ですね、新型コロナウイルスの接種後死亡されて、遺族が国に対して集団訴訟を行っています。これはメディアでも報じられているところです。それを踏まえて、今回町税を投じてという形で、そうしたワクチン接種になる形になりますけども、そうした場ですね、大山町長、課長が、むしろ今回安全だというふうに進めていけば、そういった訴訟の対象になるんじゃないかと思えますけども、そうした危険性というのをしっかりと周知するということに対して、そうした協議をされていて今回、進められているんでしょうか。

2 点目ですね、今回死亡者数が全く分からないと、把握してないという状況で、なぜ、定期接種をする必要があるのか、町税に 3,000 万円以上かけてやる必要があるのか、その必要性をお答えください。

あとですね、接種券に関しては、せめてこの接種券に対してだけは、全員に配る形をとると、非常に義務のような形を感じるからやめませんかという提案をさせていただきました。前回の一般質問の中でも、町長は協議しますというふうな、検討しますというふうなお答えをさせていただきましたが、その協議内容をお答えください。

それとですね、最後に、危険性の周知ですけども、接種券をもし配るという形になるのであれば、具体的に先ほどの厚生労働省から出ている健康被害救済制度の実情なりですね、そうしたものを具体的に入れる予定があるのか聞かせください。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい。今 4 点ほど御質問がございましたけども、1 点目の責任についての協議ですとか、2 点目の必要性、それから 3 点目も配布について検討するという答弁を 3 月議会でしたということでございまして、いずれにおきましても、現時点でワクチン接種を、接種によるメリットが副反応によるリスクより大きいと考えられております。ワクチンの接種体制に影響を与える重大な懸念は認められないという評価が、国が現時点でしている評価でございますので、それに従って進めるものでございますし、あわせまして、今年度インフルエンザと同様に、予防接種の法定予防接種ということに位置づけられましたので、それに従いまして、感染による重症化予防ということを目的としてこの度、計上させていただいているものでございます。

それから、すいません、4 点目の救済制度につきましては、今のところ救済制度の周知ができておりませんので、ホームページ等で周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 今回、この予算というのは、全員協議会でもありましたが、町で決める予算になります。なので、しっかりとその責任を持ってやる必要があつてですね、これを安全性等を、先ほどは国の方針で、国の判断でということ、それを受けてリスクを提示していくというお話がありましたけども、これ町税でやる、もう入ることで、もっとしっかりとそれでしたら自治体でいらないと思うんですよね。町民の命を守るのが自治体の役目だと思います。それを含めてですね、そうした国の協議だけではなくて、本町の協議をしっかりと、町民を守っていく、そうしたことに関してのお考えをお聞かせください。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 失礼します。コロナワクチンの安全性につきましては、おっしゃいましたように、これまでほかの予防接種のワクチンと比べましてもリスクがあるということは承知をしているところでございまして、ただ町レベルでそういった評価ですとか、調査なり、そういったものをなかなかちょっと難しいところでございますので、予防接種の法定化ということで、それに従いまして、（発言する者あり）すみません。はい、予防接種の法定化ということで、それに従って、町でも、自己負担7,000円ということになりますけれども、そのうちの5,000円を助成して、重症化の予防に努めるということで考えているところでございます。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 3点ほど質問いたします。

1点目は、関連になりますが、第30款農林水産業費、農作物緊急防除支援事業イネカメムシの関係ですが、町は今回は中生品種のきぬむすめと日本晴ということですが、補助対象が、町内では、コシヒカリの作付けが結構多いと思いますが、ただ、コシヒカリは中小規模の農家が多いと思いますが、大体に中小規模農家は、自前で認定農業者、ラジコンを持ってる認定農業者に依頼してやってるような状況ですが、そういう農家にも助成が必要だと思いますが。

それと効果を上げるには一斉防除が必要だと思いますが、そこらあたりの考えはないのかどうか。

それから、第50款教育費の39ページ、工事請負費、大山西小学校教室改修工事費、259万6,000円、これの内容説明をお願いいたします。

これ、エアコンの修理も更新も入ってるようですが、大山西小では、児童数が増えて教室が足りない状況なのか、ちょっとそこらあたりの説明をお願いいたします。

それから同じく教育費の 42 ページ、部品購入費で、IH式回転釜更新事業ということで、今回 2 台分、1,648 万 4,000 円上がっておりますが、4 月 23 日の臨時議会で、同じく IH式回転釜の購入で、771 万 1,000 円が補正されております。これ、単純に言うと 3 台になるんですか。

それとちょっとおかしいのは、議案説明書を見ますと、補正前の金額が 4 月の分と同じなんです。ただ、議案書の補正前金額は、大きく変わって違ってまして、これちょっと、4 月の議案書では、学校給食費 2,760 万円、補正前、それから補正後が 3,530 万円。6 月議会今回の議案提案では、学校給食費 1 億 3,711 万 1,000 円、補正後は 1 億 5,359 万 5,000 円、この辺りちょっと、数字がおかしいような感じがしますが、説明をお願いいたします。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

まず、イネカメムシの件でございますが、県事業におきましては中生品種きぬむすめに限られるということございまして、先ほどお話もございましたコシヒカリ町内でも多く作っておられます。今回、町が支援いたしますのは、県が対象としております中生品種のきぬむすめ、日本晴のみでございまして、コシヒカリ等につきましては、早生品種につきましては、個人で防除、自分で防除される場合には、2 回防除することによってそのうち 1 回分を町が単独で支援しようということをやっております。先ほどお話もありましたように、やはり自分では防除ができない方は、やはり外部に委託するということがございますので、この件につきましては、今回、今年度の支援では対象ではないことで申し訳ないことございまして、今後そういったところにも支援が必要ということございまして、検討協議していきたいというふうに思っております。

また効果を上げるには、地域で一斉防除が必要という御指摘でございます。今後ですね、この予算の議決もございまして、まず地域の防除計画の見直し、現在ある慣行防除の体制であったり、状況を、JA、普及所等の関係者で集まりまして、地域防除計画の検討会を開催いたします。その中で、今後防除をどういうふうに周知していくかというところがございまして、その中で、周知方法であったり、一斉防除、地域でまとめて防除するということを推進していけるような取組、声掛けをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。

初めに大山西小学校のパソコンルームの改修の件でございます。予算額が 259 万 6,000 円ということで、これ全てエアコンの故障の取り替えの工事費であります。当初

予算で 517 万円で改修工事のほうは出していまして、その部屋のエアコンが壊れていたということで、今回追加してエアコンを直すということでございます。

教室ですが、来年度 1 クラス増となる見込みでありますので、そのために改修をしておくというものでございます。今、パソコンルームがタブレットに変わりました、今、パソコンルーム自体を使わないということがありますので、普通教室に変えるというところでございます。

2 点目ですが、IH 釜の関係です。4 月のときも御説明したと思いますが、IH 釜が 4 台ございます。4 台のうち 1 台が壊れて緊急に 4 月補正で、提案させていただいたというところでございます。

そのときにほかのものも換えないかということでありましたので購入からもう 10 年以上、かなり経っておりまして、また壊れたら困るので、今回 6 月補正で 2 台分を更新するというものでございます。

あと 1 台ですが、常時使うのが 3 台ということで、来年度でも、更新はしていきたいというふうには考えております。

あと当初予算の金額と補正前の何か金額が違うってことですが、ちょっとこれ確認をさせていただきたいというふうに思います。今の金額は補正前の額はあってますので、ただ事業番号、今、議案説明資料見ておられると思うんですが、それは 600 事業の補正後の金額は、今確認したらあってましたので、ちょっとその前の金額が違うのかっていうのちょっと確認をさしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。はい。その他、質疑ありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 何点か御質問いたします。

1 点目、32 ページ農業費の委託料でございますけれども、中山農村環境改善センターの空調設備の更新ということで、設計委託が出されております。空調の効率化向上ということでございますけれども、端的に言えば、電気代をいかに安くして、空調をできるかということだと思います。

そのために、今集中方式であったものを分散方式にするというふうに理解しておりますけれども、電力料金の節減が大きな目的であるならば、ピーク電力を低減するための装置いろいろありますけれども、これもあわせて整備したほうがよいのではないかと考えておりますけど、そういう内容の設計委託をしているのか、するのか、お聞きしたいと思います。

次に、35 ページの道路橋梁費のほうですけれども、使用料、賃借料が業務用の CAD ソフトのライセンス数が不足したということで、増額補正ですけれども、この不足したのは担当職員が増加したためというふうに理解してよろしいでしょうか、伺いたいと

思います。

同じく 35 ページの道路橋梁費の工事請負費ですけれども、町道殿河内二本松線の道路改良工事費ですけれども、工事費の 30%以上の増額は、結構大きなものがございます。増額に至った理由として概算見積りはいつ頃徴収されてそれに基づいて予算要求をされたのか、当初予算ですね、またその増額したのはそういった内容なのか、工事数量の見込みが過小だったのか。1年にもならない間に、人件費や資材費が 30%以上、値上がりしたのかということで、超過ということで、その原因の主なものをお聞かせいただきたいと思います。

42 ページ、教育費の保健体育費委託料ですけれども、赤松体育館の清掃業務委託料でございますが、従来行っていた会計年度任用職員での対応が困難となったという理由でございますけれども、要するに会計年度任用職員が採用できなかったということなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○地籍調査課長（末次 四郎君） 議長、地籍調査課長。

○議長（米本 隆記君） 末次地籍調査課長。

○地籍調査課長（末次 四郎君） はい。まず最初に、中山農村環境改善センターにつきまして御説明させていただきます。

議員言われますとおり、光熱費につきましては、施設整備の更新後は下がるものというふうに考えております。その中で、御質問にありました電力低減システムの導入についてでございますけれども、これにつきましては設計の中で、専門家の方の御意見も聞き入れながら検討をしたいというふうに思っております。以上です。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。まずCADのライセンスでございますが、これは使用する職員が増えたためでございます。

続きまして道路新設改良の工事の工事請負費ですが、これにつきましては、当初予算要求時点で概算の数量を算出をしましたが、その当時の数量が若干少なめに出しとったという部分もございます。

また予算要求時点で、概算の数量で積算、見積りではなくて自前で積算をしております。そのほか、調査設計を行った段階で、地盤の調査結果によって、土砂の入替えですとかいろいろ新たな追加がございました。その上で人件費、資材等の高騰もございます。さらにいわゆる諸経費部分が、工事に対する諸経費部分もこれも上昇しております。そういった中で工事費が不足したということが要因となっております。以上です。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾社会教育課長。

○社会教育課長（西尾 秀道君） はい、お答えします。

これにつきまして採用をできなかったのではなくって、社会教育課の段階で、公民館、の清掃や事務というのを中心に、そして社会体育施設の清掃も行っていただいたところからですね、4月から移管によりましてまちづくり課の所属になりました。そこで事務の調整と時間の調整等をお2人両方でされた中でですね、時間が多少減ったということから、社会体育施設の清掃までちょっと手が回らないということからですね、今回補正を提案させていただくに至ったというところでございます。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい、1番目のほうは検討したいということですので、そんなに費用はかからんと思います、しっかり検討していただけてやっていただきたいと思いますが、2番目の職員が増加したためにライセンスが不足したということですが、これは設計を担当する職員が増員になったということでしょうか。要するに、業務が多いから、そういった人数を増やしたということなのか、お伺いしたいと思います。

工事請負費の増額については、工事の見込み数量が若干少なかった、あるいは新しい工事内容に変更があったということだそうですが、その辺、なかなか難しいかもしれませんが、しっかり、事前に調査をできなかったのかということで、お伺いしておきます。

赤松の体育館については分かりました。よろしく申し上げます。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） ライセンスにつきましては、設計を担当する職員が増えたということで、御理解願いたいと思います。

さらに工事費の概算数量でございますが、当初予算要求時点ではまだ完全な設計ができておりませんでした。この要因といたしましては、昨年7月の豪雨災害、豪雨災害のほうにコンサルタント業者さん集中させてほしいという県土整備部からの依頼があったために、最終的な設計が終わったのが2月の末になったというところでございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。私からは3点、聞かせていただきます。

農林水産30款ですね、32ページ、中山農村環境改善センターの運営費ですね、まずこちら空調方式を吸収冷温水器（ボイラー）から個別分散方式にする理由、メリットなんですけどを分かりやすく教えてください。現在1基で運転している状況で、やってい

たということなんすけど、現時点で 1 基しかなくて困っている状態なんでしょうか。1 基でもやっていける状態なんでしょうか。その辺教えてください。

次ですね、31 ページの農作物緊急防除支援事業、先ほどから何名もの議員が聞いてます、イネカメムシの件です。こちら、町内の被害状況、もう少し教えてください。昨年、南部町ではとても被害が多くて、3 分の 1 しか収穫ができなかったというふうに聞いています。町内では、どれぐらいの被害があったのかっていうのを少し教えていただければ。

同じく、防除対策支援、県と町の支援があるということなんすけど、これ両方利用できるんでしょうか。防除が 2 回あると思うんですけど、2 回を想定して 1 回分の補助が出ますということが町の補助としてあるみたいですけど、この 2 回でイネカメムシの防除というのは十分なものなんでしょうか。

あと、先ほどから何名もの議員が聞いてますけど、町の補助は、全品種対象でしょうか。ここが少し分かりにくかったので教えてください。もう一度、確認のため聞かせてください。

最後に、50 款教育費の 42 ページ、図書館費ですね。キッズコーナー、要望があってキッズコーナー飲食可能な閲覧スペースが図書館にできるということなんすけど、これこの図書館にどのようにつくる予定なのか少し教えてください。以上です。

○地籍調査課長（末次 四郎君） 議長、地籍調査課長。

○議長（米本 隆記君） 末次地籍調査課長。

○地籍調査課長（末次 四郎君） はい。最初にメリットでございますけれども、運転する場所は、使用する部屋だけということになります。よって、電気代もその無駄を省いて行うことができるということ。それと先ほども申しましたですけども、光熱水費も下がるのが、今の設備と比べてですね、下がるようになるというふうに考えております。

それと、維持管理の面でございますけれども、設備が各部屋ごとへの設置ということとなりますので、維持管理または修理をしなければならぬ場合におきましても、今の設備に比べては、容易であるというふうに考えております。

あとは、今のボイラーが 1 基であるための状況でございますが、通常は 2 基で運転しております。2 基のボイラーを、その管内の使用状況によりまして、2 基だったりまたは 1 基で運転したりと、もうそこはコンピューターの制御で行っているわけでございますけれども、それが 1 基のみという今の状況でございますが、設備に対してまして負荷がかかっているというような状況でございます。以上です。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） イネカメムシの件でお答えいたします。

町内の被害状況はということでございますが、先ほどございました他町では収量が3割以上減ったという地域もあったと聞いておりますけれども、令和5年、町内におきましては、大山地区、名和地区を中心にカメムシ被害がございました。斑点米の発生があったということを県の普及所の調べで聞いておるところでございます。

ただ、品質の低下があったということでもございましたけれども、目立った他町のような収量の減はなかったと、本町ではなかったというふうに認識しております。

また、本町におきます被害金額までは算出されてないということでもございますので御理解いただきたいと思います。

それからこの防除対策事業の県と町の両方の利用はということでもありましたけれども、今回の県事業と単町事業の重複は町のほうでは認めておりませんで、各ほ場ごとに、県事業、町事業、いずれかの事業で申請していただくように考えておるところでございます。

また、防除2回で十分だろうかという御指摘でもございましたけれども、今回のJAの栽培ごよみにもございます中生品種2回防除を地域の慣行防除というふうに位置づけておるものでございまして、JA、普及所と事前に打合せをした中では、イネカメムシが特に多いエリア、特に南部町等の特に多いエリアにおきましては、さらに、出穂期に1回の防除が望ましいということでもございましたけれども、本町大山町におきましては、この2回防除で効果が見込めるものというふうに聞いておりますので、そのように認識しています。

それから、町の単町事業の説明ということでもございました。再度説明いたしますけれども、まず、県事業は御承知のように中生品種に限定をし、出穂時期に行う1回部分の委託経費の支援ということで、県の事業は整理していますし、それに対して町も支援いたしますと。また町の単町分でもございますけれども、先ほど説明分かりにくくて申し訳ございませんでした。全品種を対象といたしまして、2回の防除のうち1回分、半分を支援するものでございます。そこで耕作者自身が行う防除、これが対象になるものというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾社会教育課長。

○社会教育課長（西尾 秀道君） はい、お答えします。

閲覧可能なスペースにつきましては、図書館本館のほうに設けるものでございまして、現在児童図書コーナーのそばにある横を通っている通路の向かい側に壁面に入り口がある部屋があるんですけども、開館当初は倉庫でしたけれども途中から休憩室という格好で今現在御利用頂いております。

その中にですね、ソファ等がありますが、それらは生地を交換して活かしつつ、ソファの間にある何と言いますか、こう斜めになった新聞等をかけて読むような、閲

覧台があるんですけども、それを撤去して、テーブルに変えて、飲食をしながら閲覧も可能なスペースに切り替えると。そして、少し大きくはないんですけど、むしろ小さいですけども、マット等を一式購入しまして、そこに合わせてキッズコーナーを設けさせていただいて、例えば、そこでお子様を遊ばせていただきながら、隣にソファで座って飲食しながら閲覧もしてってということも可能なようなスペースを改修という格好で設けたいというふうに考えております。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい空調の件は理解しました。

カメムシ防除の件ですと、1点だけちょっと追加で聞きたいですけど、大山町の被害はそこまで把握できていませんということでした。これは、被害は本当なかつたんでしょかね。南部町でそれだけの被害があつて、今回、県も町も独自の支援をするのに被害がない、なのにこれだけの支援をする。僕は、本当だったら見えてない被害がもっとあつて、本当だったらもっとの支援が必要なのかなつていうふうに思っていたんですけど、この辺つていうのは、行政とかそういうJAとかが把握できてないだけで、潜在的な被害があるんじゃないかなと思うんですが、その辺もう少し、教えてほしいです、分かれば。

図書コーナーの件も分かりました、理解しました。お願いします。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） はい、お答えいたします。

今、議員さん御指摘の潜在的な被害があつたんじゃないかという御指摘でございますけども、まさにそのとおり、こちらの認識もそのようございまして、被害はあつたんですけども実際に報告がない、もしくは先ほど御説明いたしました斑点米等で等級の低下ということがあつたのは、存じておりますし、ただ、南部町のような大きな収量の減収がなかつたということであつて、被害がなかつたということはないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（米本 隆記君） その他、質疑ありますか。

それでは最後に、一般会計歳入歳出補正予算全般について、質疑ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 今回、補正予算で盛り込まれております債務負担行為についてお尋ねをしたいと思います。

今回の補正予算で、定住促進子育て住宅整備事業補助金ということで、今年度から令和38年まで、30数年間にわたる債務として17億円が計上されております。これにつ

いてお尋ねをいたします。

今回補助金ということでの債務負担行為ですが、補助対象となる事業の概要について、改めて御説明いただきたいと思います。定住促進の住宅を建てるというところだという認識はしてるんですけども、令和 38 年度までの補助金の支出が必要なのかということの説明、それから補助金としての支出になるので、補助金交付要綱はもう既にできあがっているのかということ。それから、この事業について昨日も全協で説明を受けているんですけども、私説明聞けば聞くほど、これ補助金としての支出ではなくてですね、本来委託料として支出するのが適切な内容ではないかと思うんですけども、この辺りについての見解について説明をお願いいたします。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。

○議長（米本 隆記君） ちょっと待ってください。マイクがちょっと入っていません。
はい、どうぞ。

○建設課長（小倉 祥司君） まず、補助対象事業の概要でございますが、住宅の建設、すいません、調査設計及び建設に関わる費用、並びに建設後の維持管理運営に関わる費用を対象としているものであります。

なお補助金交付要綱については、現時点ではできておりません。

次に補助金ではなく委託料のほうが適切ではないかという、御指摘でございますが、最初の3年間工事請負費、工事費を、という形で工事費を支出いたしますので補助金という形で記載をしたところでございます。以上です。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい。工事費について補助金として支出するんだということで、改めてちょっとたくさん、項目、疑問に思うことがいっぱい出てきたので、再質問しますけども、昨日の全員協議会での説明の資料に、町はこの事業を行う企業体に対して、施設の建設整備と 30 年間の維持管理運営業務を一括で発注するということが資料に書いてあります。そういう説明を受けました。業務を一括で発注するという表現にこれ間違いがないかどうかということをも、1 点目確認します。

それから、今回補助金としての提案になっていますが、補助金とは、一般に何かの対価として支払うものではなく、通常公共性の高い事業を行う事業者、財政援助として支出するものだといろいろな書物には書いてあります。この先、事業者を公募して事業者を決定するわけですけども、その事業者、企業体はですね、17 億円を補助金として受け取るわけですけども、この 17 億円は、施設建設の、あるいは 30 年間の施設維持管理業務の対価として受け取るのか、それともこの 17 億円の補助は、業務の対価で

はないのか、まずここを、どちらかはっきり説明していただきたいと思います。

次にですね、PFIの事業について我々も不勉強なところも多いので、内閣府のホームページをちょっと見てみましたところ、大山町が今回取り組むようなケースですね、民間業者に建ててもらった後、町が所有権を引渡しを受けて、その後、町営住宅として、町の所有のもと、維持管理を民間の企業体にしてもらおうと、こういうケースの場合ですね、建設費に相当する支払いについては、公有財産購入費、要は建物を約14億円で試算がしてありますけども、その建物を公有財産として買い取ると。そういう形で支出するのが一般的であると。また、その後の維持管理運営については、その対価に相当する支出は、委託費として支出することが一般的であると、Q&Aに書いてあります。

にもかかわらず、今回、そのQ&Aに従わずに、補助金として支出しなければならない、合理的な根拠について御説明をいただきたいと思います。

次に、補助金として払うのか、それとも、委託費とか違う名目で払うのか、えらい近藤は細かいことを聞くなと思われるかもしれませんが、私としては、企業体が対価として、この金銭を町から受け取るのか、それとも対価ではない形で受け取るのか。これは非常に重要なポイントだと私は思っています。

将来的に、もし施設の維持管理をめぐって、入居している町民と、それから町営住宅の所有者である大山町、維持管理を行っている企業体、この3者の間で何か争いがあつたときに、企業体が行っている業務に、町は対価を支払っているのか、支払っていないかで、責任の所在が、曖昧になり、町行政が混乱することがあるのではないかと心配します。

例えば、簡単に具体例を挙げて言えば、施設が整備されて何年か経って、敷地内の公園、十分な維持管理ができていない、草刈りも満足にされていないと、そういうような状況になったときに、一般的には、施設を維持管理している業者が、そういったことをちゃんとするのが適当だと思うんですけども、町がこの事業者に対して、委託契約を結び委託料を支払っているのであれば、その委託契約に基づいて、ちゃんとやりなさいよと指導することができるわけですけども、補助事業の枠組みである場合に、強制力を持って、管理する事業者を指導することができないのではないかと心配しております。そうすると、町と事業者が責任を押しつけ合って、まあ結果、入居者が不利益を被る、そういったおそれがないか心配するわけですけども、こういった、契約上のトラブルについて、例えば弁護士であったりとか、あるいは大山町役場総務課の法制担当であったりとか、財務課や会計課なども交えた上で、そういった懸念について検討を行ったかどうかと。そういったことについての検討を行ったかどうかということの御説明をお願いしたいと思います。

コンプライアンスに関して、もう1点、確認をしたいと思います。今回、町は企業体に対して、補助金という名目で支出をする計画になっていますが、補助金としては出す

んだけど、これは実質的には企業体が行う業務の対価なんだという認識がもし執行部のほうにあるのであれば、業務の対価を補助金として支払うことについて、コンプライアンス上の問題はないのか。その辺り、法律的な根拠を検討していればその説明と、またその解釈について、総務課の法制担当や財務課の財政担当と、認識を共有しているかといったことの説明をお願いしたいと思います。

この辺り契約関係については、はっきり、この後、御説明いただけたらと思っておりますけれども、しっかり確認したいと思いますので、今定例会中、所管委員会が建設課のヒアリングを行うのが、来週月曜日だと思います。それまでに、今後を決定するであろう事業者と契約書を交わすと思いますので、最終的にね、P F I 事業の契約書の原案を、議員全員に資料として配付していただきたいと思いますが、対応していただけますか。

それからですね、今回のP F I 事業については、令和3年度に大山町は、N P O の全国地域P F I 協会に大山町公民連携定住促進事業に関するアドバイザー業務を委託していたと思います。このP F I 協会から、今回大山町の事業に当たって、事業実施の歳出費目については、補助金で出すのが、望ましいですよといったアドバイスを町は受けているのか受けていないのか。受けているとしたらそれは、何か報告書のような書面で受けているのかそれとも、口頭でアドバイスを受けているのか、どのような形でいつアドバイスをもらったかということの、御説明をお願いいたします。

もう少しです。家賃の収納についてお尋ねをしたいと思います。先日の事前の説明では、企業体が入居者から家賃を収納して、その後に集めた家賃を町に支払うと説明を聞いています。この場合、納付書の発行を行うのは、町ですか、それとも企業体ですか。入居者が口座振替で支払う場合、そういう場合も一旦は企業体の口座にお金が入ることでしょうか。そしてですね、未納の、家賃を未納する方も将来的に出てくると思いますが、未納の家賃を督促するのは、町ですか、企業体ですか。そして、未納の家賃が督促しても最終的に支払われなかった場合に、その損失を被るのは、企業体ですか、それとも、その損失を被るのは町ですか、このことについての説明をいただきたいと思います。こういった家賃収納について過去、あまり具体的な説明を受けていないわけですが、仮にですね、未納家賃の損失を大山町が引き受ける事業を設計になっているのであれば、未納者の情報は随時、所管課である建設課に報告されるべきものだと思いますが、督促の主体が仮に、企業体であったとしても、督促の結果、納付の意思を示されたのか、いつ払われたのか、その督促の結果は常に建設課が把握しておく必要があるかと思っています。

そういったことを考えると、家賃の収納業務を企業体にやってもらう、その責任を企業体に負わせることに関して、企業側、町側はどんなメリットがあるんだろうなとちょっと疑問に思うんですけども、双方のメリットについて説明をいただきたいと思います。

この家賃収納に関することは、公のお金、公金収納に関わる非常に重要なポイントだ

と思いますが、公金収納に関する業務を委託契約を結ばない形で、補助事業で行うということについて、これもコンプライアンス上の問題点はないのか。問題がないと判断するに至ったのであれば、その根拠について、説明をお願いいたします。

先ほど、1 回目の答弁の中で、補助金交付要綱はまだできていないということでした。これ、いつ作られるか、補助金交付要綱をいつ作るかということ。それから、私、公募する前に補助金交付要綱できてないと本来いけないんじゃないかと思うんですけど、その辺りについての見解をお願いします。

それからですね、補助事業で行うということですから、今後受注する企業体は毎年、補助金交付申請書を 30 数年間毎年町に提出し、町からの補助金交付決定を受けなければならないという認識で間違いはないか、これについても御答弁をお願いします。

それから、新たに造る、その住宅ですが、これに関して、現在の町営住宅の条例の中に追加する形で条例は整備するのか、それとも新たにこの P F I の住宅での条例を整備するのか、先だつての臨時会でアウトドアライフ促進施設の条例提案があった際は、業者を公募する前に設置管理条例が必要だということで、条例制定しているわけですけども、今回の定住促進住宅の条例整備については、事業者の公募の前に条例制定しなくてよかったのか。公募の前に条例制定しない理由についても御説明をいただきたいと思います。

最後です。まだまだ実は疑問に思うところはたくさんあるんですけども、議会に対しての説明ということでお尋ねしたいと思います。

P F I の事業大山町としては初めて取り組む事業で、なおかつ 17 億円と非常に高額な契約になるかと思えます。で、P F I の構想自体は私、進める必要のある事業だと思いますが、何年も前にそういう話が出てきて、にもかかわらず最後に、我々議員に全員協議会で説明があったのは、おととしの 12 月、それ以降、全協できちんと説明されたことはなかったように認識しております。にもかかわらず、今回、定例会の直前に事業の大まかなところが決まったところで、簡単な説明があっただけですね。本当に事業の具体的なところについては、私も含めてここにいる議員の多くがまだ十分に理解ができていないのではないかと考えています。

ここについては、町長にお尋ねしたいと思うんですけど、直接御答弁いただきたいと思うんですけども、先般のアウトドアライフ事業促進施設の件もそうですけども、議員に対しての説明不足の案件がちょっと多いのではないかとと思うんですけども、竹口町長の御自身の認識として、この定住促進子育て住宅建設事業に関してですね、議員あるいは町民への説明責任が十分に果たされていると認識しておられますか、たくさんになりましたけども、以上についての御答弁をお願いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず、お答えする前にちょっとお願いですが、近藤議員、非常に熱心なのはよく分かりますが、ちょっと言葉に強弱がつき過ぎていて聞き取りにくいところがございますので、もう少し落ちついて、御説明いただけたらありがたいなというふうに思っております。

その上でまずPFI協会のアドバイスかどうかというところですが、これに関しては担当課長からお答えをしたいと思います。で、そのほか、たくさん御質問をいただきました。内部協議でうちの総務課長や財務課長が質問しそうな鋭い質問がたくさんあったというふうに思いますけれども、まず内部協議やコンプライアンスの面に関しては、これは都度都度、内部の連絡調整会議、そのほか必要に応じて個別の課長同士等の協議で、進めてきて合意形成を図ってきているところがございます。

で、そのほかの御質問がありましたPFIの手法に関して、どうか、それから条例に関してどうか、家賃回収に関してどうか、指導監督責任に関してどうか、補助要項に関してどうかというお話がありましたが、これは昨日の全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、今後、この債務負担行為で事業費の上限を議会に認めていただければ、その次のステップに、進むことができ、その中でサウンディングのような形で事業者から意欲のある事業者から、聞き取りを行いながらどういう形でどういう仕様でいけばこのPFI事業成り立つのかというところを組立てていくところがございます。

したがって、どれがどっちの責任になるのかとか、PFIの手法も、国が示している手法というのはたくさんあります。細かいやり方言えば、物すごくたくさんあります。その中でどういう手法を最終的に選択していくのか。その上で家賃回収はどちらがどういうふうにやっていくのかとか、どちらがどういうふうに責任を負うのか、また、それに沿って、最終的にその支出として補助金として出すのか、今の想定としては補助金で出す想定で向かっていってまますけれども、最終的にどのような名目の支出になるのかというところも、相手方が見えてきてその相手方が実現できる手法をとった場合にどうなるのかというところで決まるものというふうに思っています。

したがって、昨日もほかの議員さんからの御質問でもありましたけれども、最終的にこの債務負担を設定して事業者とのやりとりをした後に、仕様書は議会のほうに説明があるのかという話がありました。

これは今まで議会からもいただいた御提言を基にして、事業者にどれぐらい、民間の資金を活用した民間の手法を活用した、住宅整備としてどこまで取り入れることができるのかによって、仕様が変わってくると思いますので、それらも含めまして、事業者と協議して仕様書の素案ができたものに関してまた、議会の皆様にお示しをしたいと思っておりますし、それに合わせて要綱等もできてくるものというふうに思っております。

また公募前に条例制定しない理由ですけれども、これは先般ありましたアウトドアライフの促進施設の整備の条例のお話がありましたが、あれはPFI事業ではありません

ので、今回はPFI事業の一般的な手法に沿ってこのような形で進めさせていただいているところでございます。

また、この1年少々説明がなかった理由というお話がありました。説明がなかった理由としましては、進捗がなかったからというところでございます。進捗がない状況にありましても、途中途中、全協あるいは一般質問等でも、議会のほうから質問頂いた際には、現状こういう状況ですという説明をさせていただいてるところでありましたが、進捗がない状況で説明がなかったというところでございます。農地転用等に係る申請でかなりの時間を要しましたので、1年少々説明がありませんでしたけれども、説明は順を追ってさせていただいているところでございます。その上で昨日も説明をいたしまして、また少し前の全協でも説明をさせていただきましたが、例えば、近藤議員からPFIの手法についてお尋ねがあったときに、ほかの議員の方から、これは以前に資料ももらって説明してもらったと思うけどというようなことがあって、やはり1年ぐらいたつと忘れておられる方もありますので、そこはもう少し丁寧にしていく必要があったのかなというふうに反省はしているところでございます。

今後、事業の進捗というのは、この債務負担行為を認めただければ、スムーズに進めていけるものと思っておりますので、機会を捉えてしっかり議会の皆さんに御説明をしていきたい、また関係する場面では、町内事業者や、住民の皆さんにもしっかり説明をしていきたいというふうに考えております。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい、PFI協会からのアドバイスは、都度いただいております。

○議長（米本 隆記君） その中で、答弁でありましたけど、債務負担行為とかそういったことはどうですかという話もありましたけど、そこはどうですか。。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

〔「1個目からお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

〔「債務負担の・・・」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（小倉 祥司君） はい。その費目を、補助金にしたのは、アドバイスではなくて担当課のほうの考えでございます。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） はい。

○議員（12番 近藤 大介君） 工法の細かいことについて、担当からのほうからいただいているんですけど、まず、昨日の説明で、業務を一括で発注するということでの認識は間違いないですか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） これにつきましては、施設整備と維持管理を一括で発注をいたします。

次に内閣府のホームページで示されております建設については、公有財産購入、その後の維持管理については、委託でという内容でございましたが、ここについては契約として、一括で契約したいというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、現時点では一括で契約をしたいと思っておりますが、改めてそこについては若干勉強してみたいと思っております。

次に、コンプライアンスについてでございますが、大変私のほうが、少し、向かっておりまして御説明の中に入れておりませんでした。大山町定住促進子育て住宅整備事業の実施方針案というものを提示をいたしまして、希望する方々への説明会を行っております。これはホームページのほうからは消えておりますが、検索していただきますと、インターネット上に出てまいりますので、ぜひ検索をしていただきたいと思います。

その中に、例えばリスクのことでありますとか、そういった部分は、どちらが担うのかといった内容も記載をされております。これを実施方針をもとに説明会から出てきた、質問内容を加味し、さらに債務負担行為を認めていただいたときには、希望する事業者を募ってヒアリングを行います。そのヒアリングを行った後に、要求水準書というものを作成をして事業に向かっていきます。そういった御質問があった細々した点についてその水準書に記載をします。それにつきましてはまだ作成中と申しますか、素案の段階でございます。企業体からの提案を受けた内容をもとに、そういった水準書を作成をいたしまして、事業のほうに取り組んでいくということでございます。

なお契約書につきましては、まだ素案ままだできておりません。その要求水準書なるものをもとに作成をまいりますので、できた段階で御提示をしたいと思っておりますし、その要求水準書のひな形というものが、PFI協会が作成しております。そういったひな形については御提示できるものと考えております。

家賃につきましては、この実施方針案のほうにリスクとして挙げておりますので、どちらが責任をとるかということで、挙げておりますので御覧いただければというふうに考えております。

〔 発言する者あり 〕

○建設課長（小倉 祥司君） 家賃については、リスク、まだ実施案の中では町のほうが責任を持つというふうに負担をするというふうに今の案の中では挙げております。

〔 「納付書発行は」 と呼ぶ者あり 〕

○建設課長（小倉 祥司君） 納付書発行も町が行うものと・・・議長、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（米本 隆記君） 暫時、休憩をします。

午前 11 時 49 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

まもなく 12 時になります。ここで暫時休憩したいと思います。

再開は午後 1 時とします。

午前 11 時 50 分休憩

午後 1 時再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

はじめに、井上幼児・学校教育課長より発言の訂正の申出があります。これを許します。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。

午前中、岡田議員から質問のありました、一般会計補正予算 2 号の議案説明資料の補正前の額についてです。岡田議員が言われるように、補正前の額が当初予算額になっておりましたので訂正をさせていただきたく、発言をしております。

修正前の額が 3,029 万円、で修正後の額が 3,800 万 1,000 円ということで、また資料のほうは、議会のほうに送付させていただきます。どうもすいませんでした。

○議長（米本 隆記君） はい。それでは引き続き。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。午前中からありました近藤議員さんの質問についてでございます。

近藤議員さんのほうからは、この建設事業のことで補助金でありますとか手法、条例や要綱、あるいは家賃回収でありますとか、指導監督、または、コンプライアンスの問題についていろいろ御質問をいただいたところでございます。

これについては、現在実施方針案ということで、事業者説明会用の案を作成をしております。必要でございましたら、御手元のほうに配布したいというふうに考えております。これは、現時点として、決まっているものでは、確定したものではございません。今回、債務負担行為を受けまして、事業者のヒアリングを行います。事業者のヒアリングを行ったら、ヒアリングを行う中でさらに協議を進めながら、詳細な契約といえますか、契約書というものが煮詰まってまいります。ですので、今後の協議の中での細かいことが決まりますので、その場合には再度変わったものについて議会のほうに御報告を申し上げたいというふうに考えているところでございます。以上です。

〔「補助金として支出するのが妥当だとする合理的な根拠についての説明がありません。お願いします。合理的な根拠は、ありませんならありませんでもいいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） ちょっと待ってください。竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。現時点で、補助金として支出をして、この事業を組立てていこうというふうに考えておりますが、今後の事業者のヒアリング等を踏まえてサウンディング等を踏まえて、様々支出する費用の科目等が変わってきた場合には、再度、金額は変わりませんが、債務負担行為を取り直すというような場面ももしかしたら、早ければ9月議会等であるかもしれませんが、そこも現時点では補助金ということで、向かっていくように考えております。

その後のサウンディングの中で決まっていくものですので、御了解頂きたいというふうに思います。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

〔「収納業務を、110の業務を補助事業としてやらせることについて、コンプライアンス上の課題について、説明がありません。補助事業でやってもコンプライアンス上は問題ないのでしょうか」と呼ぶ者あり〕。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） その業務を補助事業としてやるかどうかは法的にどうかというお尋ねですが、どういうふうに事業でやるのか、補助事業でやるのか委託でやるのか、何でするのかも踏まえて、今後、サウンディング等事業者との意見調整の中で決まっていくものというふうに考えております。その際には、しっかり当然、今までも法制担当部局、の確認も踏まえた上で行ってきておりますので、しっかりチェックをしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 3回目の質問になるんですけども、ますますちょっと分からなくなってきました。

担当課長から、今年の2月に公開していた大山町定住促進子育て住宅整備事業実施方針案ということでホームページで公開されていたようですが、議会にはこれ何の説明もありませんでした。で、今日さっき、いやこんなものがあるから見といてくれって言われて昼休み中に見たんですけども、ここには、町は事業者に対して、その費用を対価として支払いますよと書いてあるわけですよ。にもかかわらず、今、先ほどの担当課長の答弁では、いやこれは案なので、対価として払うかどうかは決定したものではないと。いや、これじゃ事業として煮詰まってないんじゃないかということですよ。家賃の収

納方法自体についても、基本方針が定まっていないと。

で、町長答弁の中で、今後、サウンディングの調査をする中でって言われましたけども、今回公募するんですよね。事業者を基本的に選定するんですよね。サウンディングとは意味合いが違うんじゃないですか。サウンディングの事業が必要なのであれば、事業者の公募の前段階として、サウンディングを別にした上で、事業のスキームをしっかりと骨格を決めた上で、事業を公募すべきではないでしょうか。

いずれにしてもですね、委託料として支出するのであれば、そんなに大きな問題はないと思っていますが、今回、なぜ執行部は30何年間にも及ぶ補助事業として出しているのか、で、しかもなおかつ、2月の段階では、費用は対価で支払うと言ってるわけですよ。

で、財務課長か総務課長、どちらかに答弁頂きたいんですけども、一般的に、公会計や公の会計ですね、地方自治の教科書には、サービスの提供を受けた際に、その対価を補助金という名目で支払うのは不適切だと書いてあります。今回、案という逃げ道はあるにしても、サービスの対価を町は払うと。明らかに公に明言しているのに、それを補助金として、予算計上するのは、やはり合理的につじつまが合わない。このことに関して、町長は、先ほどの答弁の中で、今回の事業のことについては内部の連絡調整会議で、いろいろ議論を重ねて進めてきたと、いうふうに言われたわけですがけれども、この今回予算を補助金で計上するに当たって、いや、対価を支払うのであれば、補助金で債務負担行為を起こすのはおかしいですよっていう議論は、そういった内部の中で、協議の中でされたのかどうなのか。そして、やはり私はやはり、コンプライアンス上、対価を補助金として支出するのは不適切だと思いますが、このあたりについての見解、財政課長もしくは総務課長、その辺の見解とあわせて、内部の連絡調整会議でどのように議論されてきたのか、ここの説明をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。ちょっと聞き取りにくいところがありましたので漏れていたら申し訳ございませんけれども、私が聞いた限りでお答えをしたいと思います。まず、基本方針が煮詰まっていらないんじゃないかというお話がありました。これ繰り返しになりますが、実施方針案は固めております。で、それに基づいて、これから事業者と詰めていった上で、そこが大幅に変わるものもあるかもしれません。まだ確定できるものは何もない状態で、なかなか説明も難しいんですけども、一応、行政側としてやっていく基本方針は固めているところ、十分に詰めているところであります。

事業者との協議が煮詰まってないということであれば、これは債務負担取らなくても、どんどんやっていいというふうに言っていただければ、それはやりますけれども、それは、明らかに議会の権限を無視してやっていることになりますので、今回、手順に沿っ

て債務負担を承認頂いて、その上で上限額、そして年数が決まった上で、初めて、事業者に対して、調整を図っていくようなプロセスになるものというふうに思っております。

それからこれから公募をするのに、そんなに煮詰まってないことでいいのかという話でしたが、これも昨日の全員協議会でも、今日の質疑の答えでもお話をさせていただいておりますが、公募自体は、実際、昨日も10月頃の予定でということでプロポーザル、10月頃の予定でということで説明をさせていただいております。そのプロポーザルに至るまでに仕様を決めなければいけないと。で、その調整が必要になる。で、その調整の中で具体的に仕様が固まってくると、というようなプロセスで進めていく事業でありますので、このたび債務負担行為をお願いして、いきなりプロポーザルに向かうのではなくて、仕様をしっかりと固めた上で、9月議会、あるいは早ければその前のタイミングで議会のほうにもしっかりと御説明を差し上げた上で、プロポーザルに向かっていくというようなやり方でございます。

したがいまして、現時点で行政側の考えをまとまっていますが、事業者との協議が煮詰まっていない。それは御指摘のとおりだと思っておりますし、これ以上に詰めることができないので債務負担をお願いするということでございます。

それからサービスの対価を補助金で支払うのは不当かどうか、不相当かどうかというところですが、そこを踏まえて最終的な事業のスキームを決める上で、しっかりと、法令にのっとったやり方をやっていこうというふうに思っておりますし、支出する科目として、補助金でやっていくのかどうなのかということも、現時点こちらの想定はそうですが、調整の上で支出する費目というのは変わってくるというふうに思っておりますし、必要に応じてそれは債務負担行為も、金額は変えずに、また再度取り直しをお願いするような場面もあると思います。その中でしっかりと説明を果たしていきたいというふうに思っております。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） はい。委託料と補助金の関係について、一般的な見解のほうを申し上げさせていただきます。

近藤議員さんが御指摘のとおり、事業を実際に外部に発注する場合、その対価として反対給付として支払うものについては委託料ということになります。いろんな公的なものを行政サービスを進めていく上で、財政支援を行っていくという趣旨のものが補助金の性質のものになります。今回非常に難しいのは、この公営住宅の施設、ハードの部分については、町に譲渡されて、町のほうから委託するという形に恐らくなろうかと思いますが、住宅管理の部分につきましては事業主体は恐らくこのSPCのほうになろうかと思いますが、その場合に、それを委託と呼ぶのか、実際にその事業主体がSPCになりますので、そこに財政支援を行うのか、ここはもう自治体の解釈になろうかと思ってお

りますので、そういった部分も含めまして、今町長が答弁申し上げましたとおり、今後変更があれば、議会のほうにお諮りをしたいと思っております。以上です。

〔「答弁が漏れています」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） はい。なら。

○議員（12 番 近藤 大介君） 内部の調整会議そういうことをしっかり議論したのかということ。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） すいません、連絡調整会議の中でも少し触れておりますが、最終的には財務課のほうで判断をしております。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほかありますか。

○議員（12 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（12 番 西本 憲人君） はい。同じくですね、大山町定住促進子育て住宅整備のことについて、二、三確認させてください。

今回の事業は令和 38 年までの長期契約 17 億円の大規模予算、P F I という大山町では初めての手法を用いるという、この 3 点がですね、ちょっと特殊な事業かなというふうに思います。

ということで、これは今答えるのか、またこの今町長答えたとおりに、10 月に向けて 9 月とかに仕様ができたときに決まっていくものなのかも含めて、確認をさせていただきたいんですけど。

まず定住推進子育て住宅整備ということなんですけど、今の段階で子育て世帯が入ったとしても、子供がどんどん大きくなって子育て世帯じゃなくなっていて、いわゆるその高齢世帯がそこに将来的には住んでいるということが発生すると思います。せっかくこの子育て住宅整備という名目で立ち上げるのであれば、継続的に子育て世帯がそこに入居してる状態ってのが理想なのかなというふうに思うんですけど、そういったところで子供の年齢とかを入居条件の一つに加えたりするような自治体もあるみたいなんですけど、そういったことの検討状況とかは、現時点であるでしょうか。

あとですね、町と民間が協力し合ってやるということで、非常に合理的な手法だとは思いますが、長期契約を結ぶにあたって、町とこの事業体でリスクの分担などは、現時点ではどのように考えているでしょうか。もし検討状況あれば教えてください。

先ほどから近藤議員がお話ししてる委託料と補助金の違いですね、説明いただいたんですけど、これはもしかしたら現時点でもう既に詰めれる、町の解釈だというふうに言われたんですけど、まだ変わるかもしれないということで、どういうきっかけで最終的に決まっていくんでしょうか。何かもしかしたら、この初めての手法なんでまだその辺

は定まってないかもしれないですけど、できれば、今回、債務負担行為というものを出示してもらう前にその辺はちょっと整理しておいて欲しかったなという気持ちがありますけど、事業者が決まればそこの話合いで決まるものじゃないと思っていて、ちょっとコンプラ的な要素があると思うんで、その辺の今後の感覚を教えてください。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） はい。委託料と補助金の債務負担行為の変更があるかどうかという関連する話をいただきましたので、私のほうから少しお答えさせていただきます。

実際には事業者と内容を詰められ、建設課が詰めた後に、補助金のままいくのか、もしくは、公有財産購入費または委託料、近藤議員さんをご指摘されたような、そういった費目の分け方になるのか、その辺りは最終的に決まってこようかと思えます。

補助金と委託料の関係ですが、補助金のほうが、民間事業者にとっては裁量が、自由裁量度が大きいのではないかと思います。民間事業者がいろいろ事業計画を立てられて、それにある程度認めた分について町が財政支援をするということになりますので、その分が自由裁量とかに。逆に委託料につきましては、町のほうがこういう条件でこういうことをしてくれと、明確に業務を限定するわけですから、その縛りが強くなると。そういった部分がこのPFI事業を行っていく上で、どちらが有利か不利かというようなことも含めて、事業者のほうと要協議の内容になろうかと思っております。

で、それが今後、仮契約、議会のほうにも提案して、最終的にそういったリスク等も含めた、あらゆる条件が提示されると思っておりますのでその際に、債務負担行為のほうもあわせて、修正のほうができればと思っております。以上です。

〔「コンプラ的に問題がないのかっていうところの観点も、もう既に、クリアしてるのかっていう、町の裁量だと分かったんですけど、そこがもう、あくまでも事業者との話合いの上でっていうのは理解はできましたけど、コンプラ的に問題はないのかという意味ではちょっとまだ答弁いただいてないようなのでお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 建設課長がしなるか、どっちがしなる。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（米本 隆記君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） コンプライアンス的には問題ないものというふうに思っております。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい、子供の年齢等々につきましては、入居条件につきましては、応募状況とかその他の、すいません、入居世帯の要件の優先は子育て世帯、若

者世代を第一と考えておるところでございます。応募状況によっては、他の中堅所得世帯にも募集を行うことということになってこようかと思いますが、その辺りにつきましては今後、検討をしてまいりたいというふうに考えてます。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。リスク負担につきましては、事業者と町とで協議をしながら負担について決まってくるものと思っております。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。一つずついきたいと思えます。

子供の年齢に対しては、入居条件が一つってというのは、今後検討していただけるということなんですけど、私が知ってる事例でいったら、神山町のそういう集合住宅がそういうやっぱり子育ての子供の年齢を条件にやってみたくて、大塙住宅といったかな、何かそういったところを私も先日見に行ってきた、なるほど同じようなものなのかなと思ったんで、とてもいい条件をつけてますし、最近国が出してる補助金関係も割とそういったものがよくあるようです。子供の年齢が18歳までに制限したような。なので、空き室が出てしまうリスクももちろんあるんですけど、やっぱり1番の事業目的が達成できるようにそういったことを検討を次の仕様書とかまでできるんでしょうかね、今後、検討するというのは。

リスク負担のことに關しては、事業所と話して決めますよって話だったと思うんですけど、今日共有してもらったんで僕もさっき見たんですけど、方針の中に話してるリスク負担分担というのは、あれはあくまでも参考で、そこからまたさらに決めるっていう意味合いでよかったんでしょうか。

最後ですね、委託費としてはコンプラ的には問題ないというふうに金田課長言われましたけど、やっぱりPFI協会とか、そういったところに確認がとれてるっていう意味での問題がないですかね、初めての手法なんで、ちょっと慎重に言っておきたいなと思って聞かせてもらいます。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（米本 隆記君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） PFI協会のほうにつきましては、費目は何でもいいというふうに担当のほうから聞いております。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい、リスクの負担についてでございますが、この実施方針案は、町のほうで示したものでございまして、ここから事業者とのヒアリングや調整

によって細部が決まってくるというふうに思っております。

〔「住宅の件、年齢・・・」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（小倉 祥司君） はい、すみません、年齢の件につきましては、これも類似事例とかも調査をしまして、今後検討していきたいというふうに思ってます。

〔「すみません、答弁漏れです。時期のことも確認させていただきました。9月定例会とかの仕様とかで、何か今後の仕様の話が少し先ほど町長からあったと思うんですけど、その辺ぐらいまでに検討が少しはできるんでしょうかっていう話です」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 一応、現時点の予定では、仕様について、早ければ9月議会になればいいのかなと思ってます。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） 町も議会も多分、まだ全く初めての手法で、お互い不慣れなところあると思うんですけど、ぜひ、早め早めに調べてこちらも聞いていきますので、お互いにそうやって、情報共有をもう少し頻繁にしていくことは、今後、建設課、ほかの課も含めて可能でしょうか、この件に関して。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。建設課が担当する部分につきましては、情報共有を図ってまいりたいと考えてます。以上です。

○議長（米本 隆記君） その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

日程第8 議案第65号

○議長（米本 隆記君） 日程第8、議案第65号 令和6年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第9 議案第66号

○議長（米本 隆記君） 日程第9、議案第66号 令和6年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。第5款総務費で、4ページにあります国民健康保険システム改修業務委託料についてですけれども、マイナンバーカードとの関連があるようですけれども、その説明、改修についての内容の詳細を説明していただきたいと思えます。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい。国民健康保険システム改修業務委託料についてでございますが、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴いまして、12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますので、マイナンバーカードを持っていない方、またはマイナ保険証の利用登録をされてない方が医療機関を受診できるように、保険証の代わりとしまして、資格確認書というものを交付する必要があります。主にその資格確認書を交付するためのシステム改修でございます。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） まあ国のほうがね、かなり世論に反して強引にマイナ保険証にさせるということをやっているようなので、地方自治体としてもそれに従わざるを得ないというふうには思いますが、これは申請によって資格確認証を出すということなんでしょうか。それとも、マイナンバーカードをつくってない人に対しては、必ずそういうふうな資格証を出すということになるんでしょうか。役場のほうからですよ。はい。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい。資格確認証につきましては、基本的に、マイナンバーカードを持たれていない方に、町のほうから発行するものでございます。

○議長（米本 隆記君） その他質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

日程第10 議案第67号

○議長（米本 隆記君） 日程第10、議案第67号 令和6年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 1点、お尋ねします。

6 ページの備品購入費ですけれども、感染症拡大防止のために、3 診療所の待合室に空気清浄機を整備するものがございますけれども、コロナなどの飛沫感染する感染症の患者の待合室は、原則として一般患者とは別に用意すべきものというふうに理解をしておりますけれども、今回、一般の待合室に空気清浄機を整備して、どのような感染症の拡大を防止しようとしているのか伺いたいと思います。

また、一般患者と別の待合室というのは、今整備してあるのか、あるいは整備するのかわせてお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい。この診療所への空気清浄機の導入につきましては、令和2年度に各診療所、名和、大山それぞれ、大山口もですけども、導入しております。現在、名和診療所につきましては、発熱者等待合スペースに設置しております。このたび新たにもう1台、一般の待合、ロビーのほうにも設置しまして、コロナ等の感染拡大の防止に努めるものでございます。それから大山診療所につきましては、現在、一般ロビー、一般の待合ロビーに設置しております。新たに発熱者等待合スペースに設置するものでございます。

議案説明書のほうに、一般の待合室に設置するような記載をしているんですけども、正確には発熱者等待合スペースということでございまして、申し訳ございません。訂正のほうさせていただきたいと思います。

一般の待合室に、設置が必要な理由としましては、一般の待合室のほうは多数の方が利用しておられまして、また、外来患者の発熱者等が事前に把握できないこともありますので、このたび一般待合ロビーにも必要ということで計上したものでございます。

現状としましては、それぞれ診療所とも事前に発熱者等ということが分かれば、別なスペースで持っていただくような形にしておるところでございます。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 確認ですけども、発熱者用の待合室には3か所とも全部、整備してあるということじゃないんですか。先ほど大山診療所って言われたんですけど、大山口診療所って言われたか、ちょっと分かりませんが、その辺、これでそれぞれの待合室に全部整備が完了するというふうに理解していいですか。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） すいません、分かりにくくて申し訳ません。現状としましては、大山診療所につきましては、一般の待合ロビーに今1台設置をしております。新たに、少し奥に行きました発熱者等の待合スペースのほうに新たに設置をいたします。名和診療所につきましては現在、待合ロビーにはありませんで、発熱者等の専用スペースに設置をしております、新たに一般の待合ロビーに設置するというものでございます。大山口につきましては、今現在、内科、リハ、それぞれの一般の待合ロビーに設置をしております、新たに内科の発熱者等の待合、具体的には診察室で最初から待っていただくんですけども、その専用の診察室に設置をするというものでございます。

○議長（米本 隆記君） はい、そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

○議長（米本 隆記君） 日程第11、議案第68号 令和6年度大山町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） お伺いします。5ページの委託料ですけれども、フレイル予防のための運動教室開催を委託するものということになっています。当初予算の10倍以上の補正予算となっていますが、これもフレイル予防の成果が上がるんなら、納得できるところです。大山、名和、中山の各施設で利用者は、おのおの10人を想定されているようです。合計30人ですね。利用者が30人であれば、1人当たり約年間8万円、単町費だけでも約3万5,000円かかるようになっております。介護保険に係る給付費用をどの程度節減ができるというふうに積算して、この予算を挙げられたのか。

あるいは介護保険だけでなしに、全体としてこの運動を進めたために、健康寿命が、何歳伸びるとしたら、幾らぐらい節減できるのかという、そういった積算はしていらっしゃるのか、いらっしやらないのか。その政策を検討する上でそういう積算が必要だと思うんですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○長寿支援課長（加藤 貴子君） 議長、長寿支援課長。

○議長（米本 隆記君） 加藤長寿支援課長。

○長寿支援課長（加藤 貴子君） はい、御質問3点あったかと思えます。

まず1点目です。利用者数についてです。お見込みのとおり、1事業所につき1回10人程度、30人程度の利用を想定しております。事業所数については3事業所、旧町単位で設定できたらと思っております。

続いて2点目、給付費用の節減はどの程度積算しているかについてです。昨年度実績

による要支援1の方の一月の予防給付費の単町費部分を見ますと、1人当たり年間約10万円程度でした。30人が運動教室を利用することで要支援状態にならないと仮定すれば、年間約300万円の単町費の削減になると考えております。

最後に、健康寿命のことについてですが、当課としましても、フレイル予防に力を入れまして、健康寿命の延伸というものをまず掲げておりますが、具体的な数値については今のところ算定は出しておりません。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。介護予防事業費の運動教室委託料についてですけども、説明資料のほうによりますとね、その補正する理由として、当初予算積算誤りによる増額補正ということですけども、額のほうが222万円という大きな額かなと思いますけども、どうしてこんなに積算誤りが生じたのか、その辺の経緯を説明していただければと思います。

○長寿支援課長（加藤 貴子君） 議長、長寿支援課長。

○議長（米本 隆記君） 加藤長寿支援課長。

○長寿支援課長（加藤 貴子君） はい、どうして誤りが生じたかということで積算式に人数、人数を掛けておくことを、失念しておりまして、それぞれ10人、各事業所10人ずつなんですけどその10人というものを積算式に入れておりませんでした。申し訳ございませんでした。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。理由は分かりましたが、人数加算というのでありますけども、その人数を10人というふうにしてあります。1事業所当たり10人ということのようですけども、それぐらいの申請しかないと、このフレイル予防教室に申し込まれる方がという見込みだろうと思いますけども、素人考えでは何かその程度しかないのかな、もっとあるんじゃないかなあというふうに思いますが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○長寿支援課長（加藤 貴子君） 議長、長寿支援課長。

○議長（米本 隆記君） 加藤長寿支援課長。

○長寿支援課長（加藤 貴子君） はい。参加人数についての質問ですが、10人を想定してはおりますが、この人数については増減があると思っておりますので、なるべくたくさんの方に利用していただけるようにこちら工夫を努めたいと思っております。

○議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 12 議案第 69 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 69 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 13 議案第 70 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 70 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 14 議案第 71 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 71 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 15 議案第 72 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 72 号 令和 6 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） はい。資本的収支予算の中で説明書にありますけども、中山地区の水道管路緊急改善事業ということですけども、その増額の理由として、事業進捗を図るため、当たり前のことですけども、具体的には、どういう理由があるんでしょうか。増額の理由、お願いします。

○水道課長（大前 満君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 大前水道課長。

○水道課長（大前 満君） はい。大森議員の御質問でございます。

今年度の事業といたしましては当初約 600 メートルを予定しておりました。それと併せまして、昨年度の 12 月に追加補正で予算計上した予算を繰越して、それと併せて今年度事業を実施する予定としておりましたが、昨年度の追加補正分の繰越しが、資材等の高騰もありまして思うように、繰越し額が確保できなかったということがございまして、今年度改めて今回追加補正を挙げさせていただいて、事業の進捗を図りたいというものでございます。

○議長（米本 隆記君） 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次会は、6 月 13 日に会議を開き、一般質問を行いますので、午前 9 時 30 分までに、本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午後 1 時 43 分散会